

平成 2 9 年

総務委員会会議録

と き 平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会総務委員会

日 時 平成29年11月29日（水） 午前10時10分～午後 4 時14分
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤昌宏君 副委員長 あくつ 広王君
委員 高橋伸明君 委員 飯沼雅子君
委員 石田しんご君 委員 須貝行宏君
委員 吉田ゆみこ君 委員 松澤利行君

出席説明員 桑村副区長 中山企画部長
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 秋山参事(財政課長事務取扱)
小林施設整備課長 中元広報広聴課長
木村報道・プロモーション担当課長 仁平情報推進課長
榎本総務部長 米田参事(総務課長事務取扱兼危機管理室長)
島袋人権啓発課長 黒田人事課長
立川経理課長 伊東税務課長
齋藤会計管理者 安井選挙管理委員会事務局長
江部監査委員事務局長 久保田区議会事務局長

午後10時10分開会

○伊藤委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、「議案審査」、「報告事項」および「その他」を予定しております。

なお、本日は、午後1時から、中途議決のため本会議が予定されておりますことから、議案審査終了のタイミングで休憩を入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今日もよろしく願いいたします。

1 議案審査

(5) 第82号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

それでは、初めに、予定表1の「議案審査」を議題とします。

審査の都合上、初めに(5)第82号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。理事者より説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、第82号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

今回の議案の改正内容は、資料としてお配りしております概要と新旧対照表に沿って説明させていただきます。

1の趣旨でございます。職員の給与につきましては、民間従業員の給与水準と均衡させているほか、国および他の地方公共団体の職員の給与との均衡を図り、定められているものでございます。

11月6日に開催されました総務委員会におきましてご報告いたしました特別区人事委員会の勧告を受けまして、11月22日に労使交渉で可決いたしましたので、給料表および特別給の支給月数の改定を行うものでございます。

2の改正内容でございます。(1)給料表の改定でございます。人事委員会の勧告にありました公民較差分、0.13%を引き上げるものでございます。資料の6ページから24ページまでが、それぞれの給料表の新旧対照表となっております。新旧対照表の右側の給料表から左側へ給料表を改めるものでございます。

I類初任給およびⅢ類初任給については、国における初任給の改定状況等を踏まえまして、引き上げといたします。

それから、勧告内容についての報告事項でもご説明いたしましたが、管理職および係長職の職責の高まり等を考慮しまして、給料表の中の4級以上の級において引き上げを強め、6級以上の級においては、さらに強めた引き上げを行うものとなっております。

(2)特別級(期末・勤勉手当)の年間支給月数の改定でございます。こちらは、年間支給月数を0.1月、再任用職員は0.05月、引き上げるものでございます。引き上げ分の配分でございますが、平成29年度分につきましては、12月期の勤勉手当に0.1月分、再任用職員につきましては0.05月分を配分してございます。平成30年度からにつきましては、6月期、12月期の勤勉手当に0.05月分、再任用職員につきましては0.025月分を引き上げるものとしてございます。

①の表が一般職員、資料の裏面に参りまして、2ページの②の表が管理職員の支給月数の現行と改定後の表となっております。

3、施行期日でございます。(1)給料表の改定につきましては、公布の日より平成29年4月1日に遡及して実施させていただければと思います。(2)特別級支給月数の改定につきましては、平成29年度につきましては公布の日から、平成30年度につきましては平成30年4月1日から実施させていただくようご提案するものでございます。

資料の3ページから5ページは、条文の新旧対照表、6ページから24ページが給料表の新旧対照表でございます。

何とぞご審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○須貝委員

このたび給料改正ということで、条例改正があるわけですが、特に大半の品川区民の暮らしや中小零細企業を抱えている品川区として見れば、やはり給料等を上げるということは控えるべきではないかと思ひます。特に、品川区議会議員および品川区長は、区民から選ばれた、区民の代表であるわけですから、この方たちは、我々も含めて、逆に下げるべき。区民の生活を考えれば、区民の生活が安定していない状況を見れば、やはり下げる方向で考えるべきだと私は感じます。意見だけ述べさせていただきます。

○飯沼委員

いただいた資料の2の改正内容についてお伺ひをします。給料表の改定のところが、公民較差分の0.13%を引き上げるとありますが、1つ目は、Ⅰ類の初任給およびⅢ類の初任給について、国における初任給の改定状況等を踏まえて引き上げるとありますが、この中身を教へていただきたい。

その下なのですけれども、管理職および係長職の職責の高まり等を考慮して、4級以上の級において引き上げを強め、6級以上の級において、さらに強めた引き上げを行うとありますが、4級が多分、係長職で、6級以上が部長級以上だと思うのですが、この中身がどういふことなのか教へてください。

○黒田人事課長

それでは、初任給の改定の国の状況でございますが、国はⅠ類のいわゆる大卒初任給が現行18万2,700円を、18万3,700円に、Ⅲ類のいわゆる高卒程度につきましては、14万6,100円を14万7,100円にするという改定の格好になってございまして、特別区も、給料表の資料の6ページにございまして、こちらのⅠ類の初任給は1級の29号に位置付けられておりますので、現行の表ですと18万2,700円、こちらを18万3,700円に改定いたしまして、Ⅲ類が1級の5号になりますので、現在の給料表ですと、14万6,100円を改定後では14万7,100円ということで、先ほどと同様に初任給を引き上げるものでございます。

職責の高まりを考慮しということでございますが、今回は、全体的に公民較差分、0.13%分を引き上げるといふ改定内容でございますが、4級、5級のいわゆる係長職のところにつきましては、平均で0.2%の引き上げで、6級以上の管理職員につきましては0.3%の引き上げを行ってございます。

そのほか、例えば若手職員のところも、平均0.4%ということで、若手職員のところも引き上げを強めておりますので、そういった形で、若手の引き上げと職責の高まりを考慮して、全体的に0.13%に給料改定の引き上げを行ったものでございます。

○飯沼委員

まず、初任給のところは、国に準じてということですが、初任給というのは、結構、民間のところは最初は高めというところで、やはり開きがあるから、初任給のところも引き上げが行われているという認識で私はいます。

あと、4～5級、6級のところは、4～5級が0.2%、6級が0.3%ということなのですが、よく一般的には、平均でしか書かれていないけれども、結局、管理職、係長職も含めて上がっていくと、上がり幅が増えていくというところなのです。この辺は、大もとのところで給料自体が違っているので、職責を踏まえて変えていくということは、手厚くすると薄くなってしまうところがあるということなので、初任給はもともと差がいっぱいあるので厚くしなければいけないというところだと思うのですが、私は、そういうところで給料表自体のところで差が開くというのは好ましくないのではないかと思います。ここ3年くらいこんな状況で、ここは区のところでは変えられる問題ではないのかもしれませんが、平等ではないという思いがあるのですが、その辺のご意見はいかがでしょうか。

○黒田人事課長

職責の高まりを考慮しての給料引き上げというのは、行政課題が複雑化する中で、いろいろ係という単位で行政が進行しておりますので、その係の長である係長でありますとか、係長を監督する管理職というところは職責が高まっているという意味では、なかなか手数が少なくなっているという状況もありますので、そういった意味では、そういった職責を給与に反映した上で、給与だけが管理職になる、ならないという要素ではないと思いますが、そういった意味でも、給与面でもそういった職責の高まりを反映した上で給与を改定したというのが今般の給与の改定内容でございます。

○飯沼委員

本当にこの間、厳しい給与が続いて、引き下げもあって、ここのところ、ようやく少し上がってきたという意味では、やはり公務員というのは賃金的に小規模のところと比較しているので、必ずしも平均とは言えないかもしれないのですが、バロメーターになっているので、公務員が引き上げられないと民間のところも上がっていかないというところにおいては、ようやくこの給与の改定がプラスになってきたということは歓迎をします。

でも、若干、さっき意見を述べたように、アンバランス、不平等なところがあるので、その辺は改善していただきたいと思っています。

全体的には賛成ということで意見を添えておきます。

○伊藤委員長

ほかにご質疑はございますか。それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成します。

○須貝委員

反対します。

○吉田委員

ネットとしては、特別区人事委員会勧告の趣旨は大変理解できると思いますので、これについては賛成をいたします。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第82号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は挙手により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

-
- (1) 第78号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 第79号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例
 - (3) 第80号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 第81号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

次に、(1)第78号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、(2)第79号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、(3)第80号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例および(4)第81号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

これら4件は関連する内容のため、一括議題に供しますが、採決はそれぞれ行います。それでは、本件について、理事者より説明をお願いいたします。

○米田総務課長

それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

1ページです。第78号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第79号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第80号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、第81号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条

例でございます。

こちらは、改正の趣旨、1番でございますが、特別区人事委員会勧告によりまして、一般職の給料月額が平均0.13%、期末勤勉手当の支給月数が0.1カ月引き上げられたことに伴いまして、区議会議員、区長等の報酬、給料等について、特別職報酬等審議会にお諮りしたところ、職員に準じた割合により引き上げるべきとの答申を得ましたので、区議会議員の報酬の額、期末手当の支給月数ならびに区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数を改定いたしまして、あわせまして、常勤監査委員の給料の額、期末手当の支給月数につきましても改定するものでございます。

改正の内容といたしましては、2番でございます。報酬および給料表の改定についてということで、上から、区議会議員の議長、副議長、委員長、副委員長、議員、それから、下に行きまして、区長、副区長、教育長、常勤監査委員。現行の給料月額は(A)でございます。一番左でございます。右にずれてまして、改定月額といたしましては、それぞれ1,000円ずつ増額いたしまして、(B)の金額になるということでございます。こちらにつきましては、人事委員会勧告にありました、0.13%の引き上げ率を勘案し、計算を行い、100円単位を四捨五入した結果、それぞれ1,000円の増額となったものでございます。

また、(2)期末手当の引き上げについてですけれども、職員の引き上げは、年間ですが、4.4カ月から、4.5カ月と、0.1カ月分の引き上げについて、同率での引き上げ率により計算を行いますと、0.08カ月の引き上げとなるため、現在、現行にありますように、年間3.45月の支給月数に0.08月をプラスし、3.53月に改めるものでございます。なお、平成30年度以降は、6月、12月に0.04月ずつ、均等に割り振るものでございます。

本案の施行日につきましては、平成29年12月1日、平成30年度以降の期末手当支給月数につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

2ページから3ページ、4ページ、5ページにつきましては、それぞれの条例の新旧対照表となっているものでございます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

改正の趣旨のところに、品川区特別職報酬等審議会の答申どおりということで、先ほど課長から、職員に準じた内容と説明をいただいたのですけれども、私は、一般職の方々と特別職の報酬というのは考え方が違うのではないかと思うのですが、その辺のご意見があったら聞かせてください。

○米田総務課長

特別職報酬等審議会につきましては、公共的団体の代表者、学識経験者等により審議が行われるものでございます。その内容につきましては、特別職の職責であったり役割、所掌する事務の範囲、一般職員の仕事の責任ぐあいと比較して、特別職の報酬がいかなるべきであるかということについて、毎年1度、議論をいただいているものでございます。

その中におきまして、最近の傾向といたしまして、他区の状況等も勘案しながらということでの審議をいただいているところですが、この間、私どもの区では平成26年4月1日に減額改定を行って以降、特に引き上げは行っていないという状況の中で、他区の状況を見ますと、18区でそれ以降、引き上げの改定を行っている。あわせて、特別区人事委員会の勧告を踏まえた引き上げを行っている

区が非常に多いということ踏まえまして、特別職報酬等審議会の委員の方々から、総意といたしまして、特別区人事委員会の今回の引き上げ率、0.13%と期末手当の引き上げ率について、一般職の職員と同様に引き上げるべきであるという結論に達したものでございます。

○飯沼委員

特別職報酬等審議会においては、総意で職員と同様に引き上げをとというご意見だったと思うのですが、私たちは、一般職の方々の状況は、先ほど賛成をいたしましたように、引き上げるべきであると思っています。しかし、区議会議員をはじめ区長等は区民によって選挙で選ばれた方が中心なのですけれども、やはり区民の生活実態をしっかりと見据えた検討が必要ではないかと思っています。

今の厳しい生活実態、区民の状況からすると、アベノミクスも失敗と言われている中で、厳しい生活の中では、特別職の引き上げを行う環境にはなっていないという判断をしていますので、今回は反対の立場をとらせていただきます。意見だけで終わります。

○須貝委員

先ほどもお話ししましたが、特別職、品川区議会議員、区長は、私も同様に思うのですが、選挙で選ばれて、区民、中小零細企業、その他さまざまありますが、そういう方たちの生活を支えるというのが第一の職務だと思っています。そうすると、その職務に対して、逆に大半の区民の暮らしがよくなっていない。それから、中小零細企業の経営に関しても、廃業、倒産はなかなかなくなる。この現状を鑑みると、それなりの職責を全うしているとは言えないのではないかと思います。私は、そういうことを思えば、区議会議員とか区長は逆に下げるべきだと思います。これに対しては、特に反対しておきます。

ほかの教育長、監査委員に関しては、区長もそうですが、私は、下げろとは言いませんが、現状で我慢するということが妥当な判断ではないかと思えます。意見だけ言わせていただきます。

○吉田委員

質問を1点させていただきます。第79号議案で、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例ということで、期末手当も引き上げになるということです。品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の第6条の2項で、「期末手当の額は」というところで、区長および副区長の支給月数と同じになるというつくりになっております。

以前の総務委員会でも同じような質問をさせていただいたのですが、議員報酬と区長の報酬というのは、別々にそれぞれ決まって、何で期末手当が区長や副区長に連動してしまうつくりになっているのか質問したところ、歴史的な経過というご答弁をいただいて、私、うかつにもそのまま受けとめてしまったのですけれども、その歴史的経過というものの中身を教えていただけると判断がしやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

○米田総務課長

条例のつくりとしては、明記するというのも1つでありますし、このような形で準用するというやり方もできると思いますが、歴史的経過ということについては、区議会議員であったり区長であったりということにつきましては、任期が限られている中で、一定の選挙を経てということだと思いますと、期末手当の割合、職責というものも同じ程度であろうというところでの条例のつくり込みで、かつてからこういう形でつくられているものと理解してございます。

○吉田委員

でも、議員報酬は区長、副区長と別々の条例になっているのです。何で期末手当だけが連動するのか

というのがありまして、こういう質問をなぜするかというと、私も、特別職と一般職は性格が違うのではないかと、報酬についても別の考え方をすべきではないかと思っています。ただ、額をどう考えるかというのは大変難しく、この額がほかの民間のどの事業と比べたら妥当なのかというところは、正直なところ、本当になかなか判断はできないと思っています。

ですから、特別職でも、上げるのは、その職務の重責に対してどうこうということ言えば、それはぜひ、しかるべきときにはきちんとした額をとって、そのかわり、きちんと重責を果たしていただくという考え方が妥当と思うのです。

ただ、議員というのは、特別職の中でも、より区民に身近な考え方と感覚を持つべきではないかというのがありまして、そういう意味では、また特別職の中でも、議員というのは別の報酬の考え方があってもいいのではないかと思っております。

ところが、この条例のつくりだと、議員の期末手当の値上げに反対しようと思うと、区長、副区長の値上げにも反対せざるを得なくて、そうすると、そこまで考えてきた考えの積み上げと反することになってしまうので、これがどうして一緒になっているのかということで質問をさせていただきました。

今申しましたように、報酬の額で判断するのはなかなか難しい。ですので、特別職報酬等審議会の答申も読ませていただきましたけれども、他区に準じて、他区と同じようなという考え方は理解できると思うのですが、その辺、議員とほかの特別職というのは別に考えていくべきではないかと思っております。

質問としてはここまでなのですが、考え方として、そういうことでいえば、私は、今の社会の状況を見ると、議員の額が妥当かどうかというよりも、この時期に値上げになってしまうということについては理解が得られないのではないかと判断をしております。

○須貝委員

1点だけ言い忘れたのですが、品川区監査委員の給料とあるのですが、常勤の監査委員は、委員長は別でしょうけれども、今、日本の各地、あちこちの自治体で日当制に変わってきているということを考えると、これは変えていかなければいけないのではないかと。

それから、議員が監査委員でこの中に入っていますが、法改正があって、もう議員でなくていいとなったわけですから、これも改善して、一般の人がやるべきではないかと私は思います。

あと、教育長の給料だけになっているのですが、もし違っていたら申し訳ありませんが、教育委員も、今お話ししたとおり、同様に日当制という形で持っていくべきではないかと私は考えます。

○吉田委員

教育長とか監査委員について、日当制の考え方もありだとネットとしても思っております。ただ、今回は、今の制度にのっとった報酬の議論ということで理解して、賛否を言わせていただきたいと思います。

監査委員についても、監査は本当に大変なお仕事だと思っております。ただ、この間、決算特別委員会でも取り上げましたけれども、議員選出監査委員については、設置しなくてもよいということになったということで、動きが出ております。ネットとしては、置かなくていいとか、そういう議論の前に、ぜひ、きちんと監査をしていただいて、その監査を受けたところできちんと活かすということを優先して、報酬のことはまた、その制度とは切り離して考えるべきではないかと思っております。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。それでは、ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了

いたします。

採決に入ります前に、まず、第78号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

反対します。

○石田（し）委員

賛成します。

○須貝委員

反対します。

○吉田委員

先ほど述べましたとおり、反対をいたします。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第78号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

賛成多数でございます。よって、本案は賛成多数で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第79号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

反対します。

○石田（し）委員

賛成します。

○須貝委員

反対します。

○吉田委員

先ほど申しましたとおり、区長、副区長に関しては、給与および旅費ということに関しては賛成なのですが、これに賛成してしまうと、議員の期末手当も一緒に上がってしまうということで、そうしますと、主張の趣旨と整合性がとれないので、反対をいたします。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、第79号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第80号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

反対します。

○石田（し）委員

賛成します。

○須貝委員

反対します。

○吉田委員

ネットは、これについては賛成をいたします。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、第80号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第81号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各

会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

反対です。

○石田（し）委員

賛成します。

○須貝委員

反対します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、第81号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○伊藤委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

3 その他

(2) 委員長報告について

○伊藤委員長

次に、冒頭、ご案内のとおり、本日、中途議決を予定しておりますことから、予定表の順番を変更いたしまして、予定表の3「その他」のうち、(2)の委員長報告についてを先に行います。

今日の議案審査結果報告につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、正副でまとめさせていただきます。

以上で報告を終了いたします。

委員会の運営上、暫時休憩いたします。

○午前10時46分休憩

○午後 1時15分再開

○伊藤委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

2 報告事項

(1) 長期基本計画の検証状況について

○伊藤委員長

予定表の2、「報告事項」を聴取いたします。

まず、(1)長期基本計画の検証状況についてを議題に供しますが、委員、理事者におかれましては、個々、具体的などころまで聞くと、総務委員会の所管から外れてしまいますので、十分留意して質疑をお願いいたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○柏原企画調整課長

それでは、私から、長期基本計画の検証状況ということにつきまして、ご報告申し上げます。

長期基本計画でございますけれども、今年度は9年目ということで、その総括作業に今は入っているところでございます。

長期基本計画の検証状況ということで、資料をご覧いただきたいのですが、1ページ目のところです。長期基本計画検討委員会ということで、庁内の検討委員会を立ち上げておりまして、こちらで検討作業に具体的に入り始めたところでございます。

委員構成といたしましては、委員長に副区長、副委員長に副区長と教育長、委員は各部の部長、会計管理者等々ということで、部長級の会議となっております。

開催状況といたしましては、第1回の検討委員会を平成29年11月10日に行っておりまして、内容といたしましては、長期基本計画に関するアンケート調査を行っておりまして、その調査結果の概要をお知らせしたものです。それから、計画事業達成状況調査、これは庁内向けでございますが、各所管において達成状況を調査してございます。その結果の概要でございます。さらに、総括作業について、これは事務的といいますか、内部的にどのような作業を進めるかということの内容として議論をしたということでございます。後ほどアンケート結果と達成状況につきましては、資料に基づいてご説明いたします。

今後の予定でございますけれども、この検討委員会の下部組織として作業部会を設けてございまして、これは長期基本計画の都市像ごとに作業部会を設けまして、来月12月から随時開催をしていく予定でございます。内容につきましては、この検討委員会からの下部組織として、それぞれ分野ごとの課題の洗い出しを行って、総括作業につなげていくものでございます。

それから、第2回の検討委員会ということで、来年の5月を目途に、この作業部会で検討した内容に基づきまして、区政の課題であったり、今後の施策の方向性について議論をしていく予定でございます。

また、その他といたしまして、今後の予定ですけれども、年明けぐらいから、区内の関係団体等々の方々に、この長期基本計画の施策について、インタビューという形でご意見を伺う予定でございます。

それでは、次の資料でございます。資料の1番といたしまして、今もご紹介いたしました長期基本計画に関するアンケート調査結果の概要ということでお示したものでございます。ちょっと分量が多いものですから、かいつまんでご説明をさせていただきます。

1 ページ目のところ、この調査の概要ということで示してございまして、ここに示しているとおおり、大きく2つの調査を行ってございます。1つは、区内在住者の方向けに、無作為抽出で3,000名の方を抽出いたしまして、郵送アンケートを行ったものでございます。それから、もう一つは、2番目といたしまして、来街者を対象にしたWEBアンケートを実施してございます。こちらは新たな試みということでございまして、調査方法にも書いてございますけれども、来街者につきましては、区外在住の方、男女500名、これは民間の調査会社、WEBモニターの登録をしている方々にご協力いただきまして、月1回以上、品川区を訪問している方を対象にいたしまして、行ったものでございます。①、②の調査ともに、8月に調査を行いまして、その内容について、概要を示したものでございます。

1 ページ目の左下のところでございますが、調査結果ということで、まず、区内在住者向けのアンケートでございます。最初に回答者の属性が出ておりますので、これはご確認いただければと思います。

それでは、次のページ、2 ページ目のところでございます。こちらでも属性の続きになってございまして、ライフステージであったり、世帯構成等々、こういったところも出てございます。ライフステージにつきましては、世論調査で行っている内容のものと合わせてございまして、こういった7つの項目になっているものでございます。

2 ページ目の右側に行きますと、まず最初の質問として、定住意向を聞いてございます。これは世論調査等でも聞いてございますが、定住意向ということで聞いたところ、今回のこの調査におきまして、ずっと住みたい、当分は住みたいという方を合わせますと、90.3%ということで、9割の方が住みたいという回答をなさってございます。

今回の調査は、10年前の同様の調査、それから、同じ項目がない場合は、そのときの世論調査などを10年前のものと一緒に比べて比較ができるように、このグラフに示させていただいてございます。この定住意向につきましても、平成18年度、これは世論調査になりますけれども、世論調査と比較いたしまして、若干でございますけれども、住みたいという方、定住意向の方が増えているといった状況をご確認いただけたと思います。

それから、その下、問2におきましては、その住みたいと思う理由については何ですかと聞いてございます。左側のグラフが今回聞いた内容で、右側のグラフが過年度調査となっております。この過年度調査というのが、今申しました10年前の同様の内容を聞いたときのものでございます。この定住意向につきましては、平成18年度の世論調査から実施してございます。確認していただきますと、今回の調査におきましては、住みたいと思う理由の上位3つは、交通の便がよい、土地になじみや愛着がある、買い物に便利といったところが並んでございまして、これにつきましては、10年前と変わらない状況でございます。

今回、特徴的なところで申しますと、この左側の今回の調査の上から6番目のところに「治安がよいから」、それから、さらにその3つ下、「子どもを育てやすいから」というところが上に上がってございます。「治安がよいから」というのは、前回調査では、世論調査では項目としてはなかったものですが、そういったものも今回入れたもので上がってきていますし、「子どもを育てやすいから」というのも、10年前の世論調査に比べると、ポイント数、順位ともに上がっているというのが見てとれると思います。

続きまして、この資料の3 ページ目になります。こちらでも定住意向の関係です。逆の部分で、問3のところは、「転出したいと思う理由は何ですか」と聞いてございます。こちらは、先ほどの住みたいと思う理由の裏返しになるようなものではございますけれども、「周囲の環境がよくない」、「物価が高

い」等々が上位になってございます。

それから、その下、問4番のところでは、ここからは、各施策の分野ごとに、どのような施策に取り組んでほしいか、重視すべき施策は何ですかということを聞いてございます。この質問の仕方が、生涯学習、スポーツであったり、品川区の産業、乳幼児から青少年まで子どもの成長支援、こういう聞き方をしてございます。これもあえてこういう分野分けをしてございまして、これは10年前に長期基本計画をつくる際にアンケートをとった項目と比較ができるように、こういう聞き方をしてございまして、現在の都市像とか、そういった分類で聞いているところではございません。前回と比較ができるように、こういった分野分けをしたということでございます。

問4のところでは申しますと、生涯学習・スポーツ活動、文化等々の分野で聞いてございますが、「生涯スポーツ施設の整備」であったり、「生涯学習施設の整備」と、施設整備が上位に来ているということで、これは10年前と内容的にはほぼ変わっていないということでございます。

右側に行ってくださいまして、問5では産業の部分聞いてございますが、ここで特徴のあったところは、10年前の調査では、「都市型観光の推進」というのが中ほどに順位があるのですが、今回は「都市型観光の推進」というのが1位に来てございます。その後、「商店街施設環境の整備支援」というところが来ているのが特徴的なところでございます。

それから、右下、問6で「乳幼児から青少年までの子どもの成長支援」というところでございますが、こちらは10年前に比べて様子が大幅変わってきてまして、新たな質問の項目として、待機児童対策であったり、経済的に厳しい状況のお子様の世帯を支援といったことを項目として挙げましたが、こちらが上位に上がっているのが特徴的なところではないかと思えます。

続いて、次のページ、4ページ目でございます。問7のところでは、「健康・医療分野」についてでございます。これは10年前と比較いたしましても、「健診の充実」であったり、「救急医療体制の充実」、「運動施設の充実」ということで、これは10年前と順番は若干変わりはありますけれども、上位に来ているものは変わっていない状況でございます。

それから、その下、問8につきましては、「高齢者や障害者を支える福祉分野」でございますけれども、こちらでも上位3つに来ているのは、順番に若干変わりはありますが、「入所・入居介護福祉施設等の整備」であったり、「高齢者の就労の場の確保」であったり、こういったところが上位に来ている状況でございます。

それから、右側のページで、問9でございます。「水・みどり・環境および景観」、こういった部分でございますが、これは特徴的なところで申しますと、「水と緑空間の整備」は上位なのですが、2番目に来ています「徒歩・自転車や公共交通機関を利用する生活スタイルへの誘導」ということで、こういったところでの環境意識というところが10年前と比べるとポイントが上がっているのが特徴的ではないかと思われまます。

それから、4ページの右下のところでは、問10、「まちづくり」でございますが、これにつきましては、10年前と比較して、「歩きやすい道路環境づくり」であったり、「地震避難対策の強化」、こういったところが上位に来てございます。

続きまして、次のページでございます。5ページ目のところ、問11です。これにつきましては、「安心・安全を見守る地域社会やコミュニティ」といった分野でございますが、こちらにつきましては、「要配慮者支援体制の充実」であったり、「地域でのサポートの充実」といったところが上位に上がってきてございます。

それから、それ以降でございますけれども、④としまして、問12以降は地域での取組みについての内容を聞いてございます。問12では、「ご自身が日頃から心掛けていること」を聞いてございますし、お隣の問13では、「これまで区の政策形成に参加されたことがあるか」といったことを聞いてございます。また、区政のどのような分野において参加や協働を進めたほうがいいのかといった内容もございまして、これはグラフにあるとおりでございます、ご覧いただければと思います。

では、次のページでございます、6ページ目でございます。問15につきましては、「今後、区民参加や協働を進めていく上で必要な条件」というものを聞いてございます。

それから、6ページのお隣、問16につきましては、「今後特に力を入れてほしい施策」ということで聞いてございまして、今回の調査では「防災対策」、「生活安全」、「高齢者福祉」、「子育て支援」等々が上がってございますが、右の10年前に比べても、ほぼ同様の内容でございますが、「生活安全」や「子育て支援」が上位に上がって来ているのが特徴ではないかと思っています。

続きまして、次のページ、7ページでございます。こちらからは、先ほど申しました、今回初めての試みとして、来街者向けのアンケートを行ってございます。最初のところは回答者の属性でございます。性別、年齢、職業と書いてございますが、インターネット調査というところもあったのかもしれませんが、こちらの職業が会社員・団体職員ということで、こういった方が多くなっているのが1つ特徴的ではないかと思っています。それから、年齢層につきましても、先ほどの郵送のアンケートにつきましては、どの年代もほぼ同じぐらいの割合だったのですが、こちらは20代、30代の方が多く答えていただいているのが特徴的ではないかと思われまます。

また、下の表は、先ほど申しましたように、このアンケートは品川区に月に1回以上、訪れている方という条件ですので、お住まいになっているエリアを聞いたところ、一番多いところが東京の23区で36.8%、続いて神奈川県、その次が埼玉県で、東京を中心とした近県の方々の回答が多かったものでございます。

7ページの右のところは属性の続きでございます。

続きまして、8ページ以降でございます。こちらの部分では、「品川区への来訪状況」ということで聞いてございます。来訪の頻度を聞いてございまして、ほぼ毎日、週2~3回、週1回程度というようなところで、左から順番になってございます。一番多くなっているのが月2~3回程度という方、それから月1回程度、このように答えられた方につきましては、仕事等で毎日通っている方ではなさそうだというのは、ここで推察できるかと思っています。

問2ですが、「どのような目的で品川区に訪れていますか」というところでは、「買い物や観光のために品川区に来ている」という方が4割、それから、「家族や友人など知り合いが品川区に住んでいる」ということで、これが28%で、こういった方々が多いということになってございます。

品川区を訪れる際、どのような魅力を感じるかということで、問3で聞いてございますが、1番は「交通の便が良い」ということで、こちらは住んでいる方と同じなわけですけれども、「商業施設が充実している」ということで、これが2番目に来ております。この辺はもう少し分析が必要ということで、コメント欄等もあるので、これは改めて分析をかけていきたいと思っておりますが、この商業施設というのは大手の大きなスーパーみたいなものを言っているのか、品川区は大きな商店街を持っていますので、そういったところもあわせて言っているのかというのは、もう少し分析をしたいと思っております。

それから、お隣、右のページ、8ページの右です。問4のところですが、品川区のどのような点がよ

くなればというのをお聞きしてございますけれども、こちらは商業施設の充実であったり、文化に関する施設の充実が上位に来てございます。

それから、その下、問5では、品川区への定住意向を聞いてございます。こちらにつきましては、住んでみたいとおっしゃっている方が42%となっておりまして、この数字が高いか低いかというのは分析が必要ですが、この数字を上げていくというのが1つの目標になるかとは思いますが。

それでは、次のページです。9ページでございます。問6以降は、先ほどの区内在住の方にも聞いている内容と同じような内容で、住んでみたいと思う理由、住みたくないと思う理由を聞いてございます。こちら、「交通の便が良いから」であったり、「周囲の環境が良いから」といったところに魅力を感じられているということが上位になってございます。住みたくないと思う理由のところですが、こちらは「土地に馴染みや愛着がないから」というのは、これは理解できますけれども、「物価が高いから」というのが2番目に来ておりまして、この辺が他自治体にお住まいの方から見ると、それが2番目に来ておりますので、実際のところ、それから印象も含めてだとは思いますが、こういった結果が出ているのが1つ特徴的だと思います。

それでは、続きまして、次のページ、10ページです。これ以降は、先ほどと同じ、各施策の分野ごとに聞いてございます。グラフの見方といたしましては、緑の棒で上にあるのが来街者に聞いた順位、それから、青で引いているほうが区民向けに聞いた内容でございまして、それぞれパーセンテージを比べられるように示してございます。

大体、住んでいる方と来街者で同じような傾向が見られるのですが、例えば10ページの問11では、「中小企業に対する労働力の確保支援」、こういったところが1位に来ていたり、それから、問12のところでは、「待機児童対策の推進」は上位に来ているのですが、2番目のところに「子育てボランティア活動の支援や育成」というのが来ていたりということで、区に住んでいる方と来街者では、この辺は見方が違っているのが受け取れるかと思えます。

それから、次、11ページです。問14以降ですが、こちらと同様な内容を聞いてございまして、おおむね区民の方と同じような回答を得ておりますけれども、問16のところでは、特徴的なところを申しますと、「歩きやすい道路環境づくり」、これは区民の方も上位に挙げているのですが、区民の方がおっしゃっています「地震避難対策の強化」というのが随分、下のほうに来ていたというのが、特徴的なところでもあります。

それから、続きまして、12ページ以降でございます。こちら区民の方と同様な質問をしてございますけれども、問19のところ、「どのような分野において、より一層区民参加や協働を進めた方がよいと思いませんか」、と聞いているところで、地域活性化や観光、産業活性、こういったところが上位に来ていたということで、これも区民の方とは順位が違っているのが特徴で見えるということでございます。

それから、アンケートの最後です。13ページのところでは、今後どういった施策に力を入れるべきか、というところでございます。これも「安全な市街地整備」であったり「防災対策」が上位に来ているのは区民の方と同じなのですが、「再開発による地域整備」というのが3番目に来ていたり、それから、「子育て支援」、その他高齢者福祉等々が若干、順位が中ほどに来ているといったところがございまして、こういったところも区民の方と来街者の方では差が出てきている状況でございます。

アンケートの結果については以上でございます。

続きまして、資料の2番目、計画事業達成状況調査結果（概要）でございます。これは先ほども申し

ましたように、各所管において、それぞれの事業について、達成度合いを評価したもので、その概要版でございます。ちょっと分量が多いものですから、ここにまとめさせていただきました。

集計結果といたしましては、各都市像ごと、これは調査としては個別施策単位に切って集計をかけました。ここに拡充・継続・見直しという表が出てございますけれども、今後、拡充していきたい、継続すべき、見直しをしたほうがいい、こういった分類をしてございます。実際は、もう少し数字的なところとかも分析をかけておりますので、これはまた改めて、先ほどの検討委員会で検討したものを示したいとは思いますが、このカテゴリー分けをすると、こういう状況になっているということでございます。

以下にございますのは、拡充する個別施策につきましては、それぞれの都市像ごとに、こういった施策について充実をしていきたい、拡充したいというのを、これは所管の自己評価で出てきている内容のものでございます。

一番下の右側の下には、(3)「見直しを検討する個別施策」というところで、個別施策というカテゴリーでは若干違う部分はあるのですが、事業が終わったものであったりとか、そういったところがありますので、施策そのものをやめるというよりは、この内容そのもの、施策の内容の見直しが必要という見解が出ているといったところでございます。

こういったものを中心に、今後も作業部会、それから内部の計画を含めて進めていながら、検証作業を進めていきたいといったものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関してご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

ご説明ありがとうございます。非常に興味深い資料をつくっていただいて、私たちもしっかりと見させてもらって、ここからいろいろ読み取っていきたくと思っています。

まず、A4のところから質問させていただきますけれども、まず1つは、検討委員会の作業部会は非公開になっています。そういった意味で、委員会ではもちろんご報告いただけると思うのですが、どうしたら中身がわかるのかというのが1点です。

あと、第2回の検討委員会が平成30年の5月と書かれていますけれども、その後のスケジュールについて、どこの段階でパブコメを行って、まとめていって、最終になるのか。そのスケジュールを教えてくださいたいと思います。

あと、(3)のその他のところに区内団体等へのインタビュー実施とありますが、これの中身、どのような団体に対して、どのくらいの規模でやられるのか、そこを教えてくださいたい。

○柏原企画調整課長

まず、この検討状況の内容でございます。基本的には、内部の検討でございますので、公開というような趣旨にはないと思っておりますが、議会に対してということでは、今回はこういう形で資料をお示しさせていただきました。提供できる資料につきましては何らかの形で、その手法も含めてですが、どういった形での提供ができるかは検討したいと思っておりますが、基本的には、こういった議会報告の中でといったところが中心になってくると思います。そういった意味では、適宜、議会にご報告はさせていただきますたいと思っております。

それから、スケジュール感のところでございます。まず、今のスケジュールで申しますと、来年の5月ぐらいまで検証作業ということで進めていって、区政の現段階での課題であったりとか、今後どう

やって施策を進めるのかというのを来年の夏ぐらいまでに一定のまとめはしたいと思っております。実際、長期基本計画の次のスケジュール感としましては、来年の秋以降に、外部の方にも入っていただいた策定委員会というのを想定してございまして、その策定委員会でそれぞれ検討をしていただきます。実際、今おっしゃられたパブコメのタイミングになりますと、おそらく来年、再来年、平成31年の夏とか秋とか、一定の計画の形というのをその場で固めたいという思いもありますので、そのころにパブコメというスケジュールになってくるのではないかと今思っております。

それから、インタビューの関係でございまして。まだこれはどういった団体というのは、内部、それから、その団体というのは今調整しているところでございましてけれども、なるべく多くの方からご意見を聞きたいという趣旨で、区で関連している団体の方々、これは今、所管を通して、いろいろ調整しておりますが、お話を聞いていきたいということで、団体の数で言いますと、50団体ぐらいまでになるのではないかと今思っています。

グループ形式で、幾つかの団体にお集まりいただいて、5つぐらいの団体に一緒にインタビューさせていただくという形式を今は想定してございまして。50団体ぐらいの方々で、今の区の施策についていかがですかというお話を聞いたり、今後どういった施策が必要とか、まずそういったことを中心にお伺いすることになろうかと思っております。

○飯沼委員

今回、来街者の方のアンケートをとられたということで、興味深く見させていただいたのですが、WEBモニターがよくわからないので、選択の仕方とか、どうやって選ばれて、意見を集められたのか、その辺を教えてください。

○柏原企画調整課長

今回、こういった形で初めての試みで行ったのですが、来街者の方からどうやってご意見を伺うかというのは、なかなか難しいところがありまして、いろいろな手法を考えていたところでございまして、民間の調査会社にモニターとして、いろいろなアンケートに答えますというのを登録するというものがありまして、ある程度の母数、かなりの数、アンケートに協力してもいいということで、登録している方がたくさんいらっしゃるということで、その登録している方々に、民間企業を通じてですけれども、こういうアンケートをお願いしますと投げております。

インターネットのアンケートですから、品川区の区政に関するアンケートというのが最初に出て、そこから、あなたは区に何回行っていますかとか、区にお住まいですかという項目があって、そこから、例えば品川区に住んでいますとなれば、そこでアンケートは終わり、住んでいないとなると、次の項目という形になって、それが一応、母数として500名になるまでアンケートを続けたという手法でございまして。こういったアンケートは、最近よく使われていると聞いています。

○飯沼委員

それぞれの設問に対して、いろいろ意見はいっぱいあるのですが、最後のところの計画事業達成状況調査、さっきのご説明だと、自己評価、それぞれの事業のところの評価ということで、このアンケート結果が反映されているような段階ではまだないのですよね。そういったご説明だったのですけれども、この自己評価のところを、前のアンケートのところも踏まえて、意見を幾つか述べさせていただきたいと思っております。

1つ目は、最後のページなのですが、(2)の「拡充を検討する個別施策」のところ、誰もが輝くにぎわい都市のところで、下から2番目、「生涯学習・スポーツの拠点・ネットワークづくり」とあ

りますけれども、充実させていくという意味で、前のアンケートでも、かなり生涯学習とかスポーツの施設、私も地域でアンケートをとったのですが、スポーツ施設への願いがすごく多いのです。やはり健康に過ごして、いつまでも元気でいたいというところにおいて、多分、区内の全域的に見ても、スポーツの施設は年齢を超えて希望される方が多いのではないかと考えているので、ぜひ、今後は充実させてほしいと思っています。

あと、2番目の未来を創る子育て・教育都市のところにおいては、問6のところ、やはり圧倒的に子育て支援を願っていらっしゃる方が多い。待機児童対策もそうですが、特に2番目の経済的に厳しい世帯への支援というのは、現代の特徴的なものと感じています。この自己評価のところには文字として出ていないのですが、待機児童問題とか経済的困窮状態にある世帯への子育て支援のところ、すごく求められていると思っていますので、そこをぜひ充実させてほしいと思っています。

あと、3のみんなで築く健康・福祉都市のところは、問8のところ、入所、入居介護福祉の施設の希望が大変多いということと、あと障害者の就労の場の機会を持ってほしいというのも、かなり10年前と比べるとポイントが上がってきている。障害者の皆さんが、声を上げていいのだ、要求していいのだというところで、結構いろいろなところから声が出ていますので、こういうところも、さっき団体のところの話のいろいろ聞くというのもありましたけれども、そういった面ではしっかりと声を聞いていただきたいと思っています。

あと、4の次代につなぐ環境都市のところ、環境に対して、私、すごく品川区は地域的に違いがあると思ったのと、どこかわからないのですが、清潔なまちづくりを望むというところが、かなりポイントが高かったので、これは受けとめ方がいろいろあるとは感じていますが、住みたくないというところに環境があまりよくないという評価が結構上のほうにあったので、地域的な違いはあるのかもしれませんが、ぜひ、環境のところも注目をしていただきたいと思っています。

あと、5番目の暮らしを守る安全・安心都市のところに、2番目に幹線道路の整備の促進とあるのです。これは事業達成状況調査のところの意見かもしれないのですが、私は、アンケートを読み解いている中においては、あまりこういった意見はないのではないかと受けとめています。

あと、どこにもあまり書かれていないのですが、特に区内に住んでいらっしゃる方と来街者の方々の両方の結果を見ている中で、やはり住民、住んでいらっしゃる人にとってよいまちは、まちを訪れてくださる方にとってもよいまちであるという意味で、しっかりと捉えていただきたい。そういった意味では、特に再開発の見直し。再開発のところも、あまり整備が支持をされていないというパーセンテージだと私は考えますので、再開発、支持をあまり受けていないという捉え方も、ぜひ、今回のアンケートで分析していただきたいと思っています。

たくさん言ったのですが、ぜひ、こういった部分を参考にして、作業部会での検討を進めていただきたいと思います。

あと、作業部会とか、現場の中で話し合うのは重要ですが、折に触れて、やはりこのアンケート結果を深めていくような住民との接点も、パブコメを最後にとるだけではなくて、ぜひ入れていただきたいと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○柏原企画調整課長

今後の進め方のところにつながるであろうかと思いますが、今回はアンケートでこういった内容が出ている。それから、我々としても、計画が10年たつということで、10年前にとったアンケートと今のニーズ、環境がどうなっているかというのは、比較する中で、長期基本計画というの

はどうあるべきなのかというのを捉えたいというところがありました。こういった内容をうまく取り入れられるように内部でもまず検討を深めたいというのが趣旨でございます。

いろいろおっしゃっていただきましたけれども、個別の施策がそれぞれございますので、このアンケートの内容もそうですけれども、いろいろな社会環境の動向であるとか、そういったものを諸々含めながら検討を深めていきたいと思っています。

また、今回はお示しできていませんけれども、数値で達成できたとかできていないとか、そういったところもかなり深く分析して、出していこうというところもありますので、そういった数値とか、そういうのも含めて進めていきたいと、場合によっては、今の施策の体系そのものがこれでいいのかというところまで踏み込んでいきたいとは思ってございますけれども、それを十分検討しながらということで考えていきたいと思っています。

住民との接点といったようなこともありますけれども、今回はなるべく多くの方にアンケートを実施したかったというところもありますし、ご意見をどういった形で反映するのかというのは、これからもいろいろ検討しながら、政策形成の役に立てていきたいというスタンスで臨みたいと思います。

○飯沼委員

前にも、4次の総合実施計画の中で数値なども具体的にしていきたいとおっしゃっていたので、ぜひ、その辺は具体的に区民の願いが、どこがかなって、どこが遅れて進んでいないのかというあたりもわかりやすく検証していただいて、充実していただきたいと思います。

あと、最後にもう一つなのですが、区政全体のところで、この間、すごく外部委託が進んでいるというところにおいて、自治体の職員の方の育成、技能とか蓄積されるものが、私たちはちょっと心配です。外部委託が進んでいる中で、区政全体として習熟した職員が減っている、各部署に少なくなっているのではないかと考えているので、そういった部分は、内部の検証だと思うので、ぜひ、そこも重ねて、加えてやっていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

○柏原企画調整課長

分野としては、区政運営の部分に入ってくる内容であろうかと思います。外部委託のお話については、事業の手法、やり方という部分ではないかと思います。それから、職員の育成。どちらも必要なことだと思いますので、そういった個別の分野もそうですけれども、区全体としていかに効果的、効率的にうまく動かしていくのか。それから、職員がきちんとノウハウだったり、そういったものを継承できるかというのは、両方あわせながら検討すべきだと思います。どちらがよくて、どちらが悪いということではないと思いますので、トータルの考えの中で進めていきたいと思っております。

○吉田委員

幾つか質問があるのでございますけれども、最初に、第1回検討委員会のことが冒頭のA4の資料で、ここに内容で3点ありまして、そこに資料ということで出ているのですけれども、例えば計画事業達成状況の調査結果が、総務委員会での資料はこの概要ということで、これが概要なのだと思っておりますけれども、この検討委員会でも概要だけをもとに報告を受けるなり、審議なりをしたのかということ伺いたしたいと思います。

それで、概要のことなのですが、私はこの検討委員会では、もう少し詳しいものが出たのかと思っておりますけれども、これだけだと調査結果がよく読み取れないので、もう少し詳しいものを私たちは知ることができるのかということ伺いたしたいと思います。

それから、アンケートのことなのですが、男女合わせて3,000人で、無作為ということ

だったのですが、男女数は1,500人ずつと考えていいのかということ。

それで、このアンケートの集計についてなのですけれども、せっかく属性について幾つかアンケートがあるのですが、それとほかの回答についてのクロス集計みたいなのがされたのかどうかということも伺いたいと思いますので、それだけ教えてください。

○柏原企画調整課長

まず、計画事業達成状況調査ですけれども、検討委員会についても、この資料のみです。検討委員会にお示ししたのはこの資料です。ただし、この資料というのは、この前段階の各所管での調査といたしまし、検証になりますので、それを集約する段階で、所管の責任者である課長、部長のチェック等が入っておりますので、所管している部分につきましては、それぞれの部長はご存じの上で会議に臨んでいる状況であります。

その内容ですけれども、まず、そもそも、ものすごい分量になっていきますので、それをうちとしてお示しすべきかどうかというのがありまして、今回はこの概要ということでお示しさせていただきました。

今、生データというものに分析をさらにかけて、どういう形にまとめるかというのは、これから作業部会に入っていきますので、そういったものをどういうふうに練り上げて、ご報告する際も、こういった形でお見せできるかというのは、今後検討したいと考えてございます。資料としては、この資料で検討をしたという状況です。

それから、アンケートの関係でございますが、区民アンケートは、人数につきましては、実際、回答していただいたのは、このアンケートに回答者属性という項目がございますが、3,000人抽出だったのですが、回収数が1,306名ということですので、これの50.2%、46.3%ということでの男女比になります。

クロス集計のほうは、おっしゃるとおりでございますが、他の部分におきましても、年齢であったり、性別、職業、属性、諸々ありますので、これに基づいたクロス集計を必要に応じて始めたところです。幾つかクロス集計をかけているところもあるのですけれども、必要なものについて、クロス集計をかけながら分析を進めたいと思います。

○吉田委員

それぞれ所管のところは把握していらっしゃるということですが、ぜひ、検討にあたっては、もう少し達成状況、それぞれ把握していらっしゃるところから、意見とかを出し合って、内容は深めていくのだと思うのですけれども、もう少し詳しい内容のもとに、それぞれのほかの所管のことも把握しながら議論をしていただきたいと思います。

それから、すごい膨大なということではありますけれども、これは長期基本計画ということで、いろいろなその後の施策のもとになるものですので、議論の過程とか評価の過程なども何かの形で見られるようにしていただければいいと思います。

それから、アンケートなのですけれども、アンケートは結構、分析は難しいのだと思います。どこから読み取るか。その中では、クロス集計というのは、具体的にはまちづくりに関することだと、どこに住んでいて、どんな施設を使っているかなどもあります。だから、そこはせっかくアンケートに答えていただいているのだったら、その辺のクロス集計はしながら活かしていかないと、読み誤ることもあると思いますので、その辺はぜひご検討いただけたらと思います。

○須貝委員

本当に細かい資料を、こういうふうにアンケート結果を出していただいて、本当にご苦労さまですと言うしかないのです。ただ、ここまできちんとそろえられたのですが、先ほど課長がおっしゃったとおり、さまざまな属性の方が意見を言うわけで、そうすると、年齢とか暮らしている環境、家族構成、職業、そういうもので、みんなさまざまな意見をぶつけてくるわけですから、それをどうやってまとめるのか。ちょっと大変なのかと。

今、簡単なところで、8ページのところで、問2の1番目、「買い物や観光のために品川区に来ている」というのがあるのですが、買い物と観光では、考え方が全く違うではないですか。そうすると、ほかにもきつとあると思うのですが、実際、どちらのほうが、比重が高いのかということと、それからあと、問3と問4です。同じ階層の方が、片や「商業施設が充実している」と言っているのですが、より訪れたいと考えるならば、「商業施設が充実すること」というのが1番目に来てしまう。そうすると、ここで矛盾というのが必ず出てきてしまう。でも、それぞれ皆さん、真剣に答えられていると思うのですけれども、本当にこうやって細かくやればやるほど、ちょっと矛盾というか、何か変だということも出てくる。それをこれから皆さんで分析してまとめていくのしょうけれども、できるだけ、より正確な分析結果を出していただきたいと思います。意見だけで終わります。

○石田（し）委員

幾つかあるのですが、まず、来街者ですけれども、WEBアンケートでは、月1回以上、区に来られている方を対象にされているので、地域別で見ても、やはり東京近県の方が中心になってくると思うのです。近県ではない人たちは基本的には日帰り、数時間の滞在の方なのかと思うので、観光者の外国人も含めて、その辺のアンケートはとられないのか。この計画をつくるにあたって、今は特に観光にも力を入れている品川区として、そういった視点は重要なのかと思いますけれども、その辺はどのようにしているのか教えていただきたい。

先ほどいろいろクロスして、このアンケートを分析して、活かしてというお話があったと思うのですが、私もそれは同じ考えで、やはり昔から住んでいる人と、今、新しく、特に五反田はマンションが新しい。いわゆる新住民の方との考え方が違う部分があれば、そういった部分を、ぜひ、これを読み解いていただいて、計画に反映していただきたいと思います。これは意見です。

それで、先ほどアンケートの分析とかは難しいというお話もあったのですが、このアンケートは、実は設問のやり方によって答えが違ってくるのです。例えば、「重視してほしい施策」の中で、生涯学習・スポーツ活動の質問で、その下の答えで、「生涯スポーツ施設の整備」が1位になっているではないですか。一番初めに設問文として出ている文言はインパクトがあって、つい印をつけちゃうとか、そういった部分もなくはないと思うのです。

その点、例えば10年前と今回の調査で、同じような位置に答えをきちんと載せているのか。若干、ニュアンスが違う部分があると思ったのですけれども、その辺がどのようにになっていたのか教えてほしい。

そもそも、アンケートは誰が作成されているのか。委託されているのかどうかも含めて教えてください。

○柏原企画調整課長

まず最初の来街者向けのアンケートの部分でございます。今回も、このアンケートをした中で、品川区へ観光で来る方が多かったというのがありますので、これをどう分析するかということでもあるのですけれども、今おっしゃっていただいた外国人の方も含めてということは、何らかの形で情報、

データはとりたいと思っています。ただ、どういう手法がいいのかというのは、このアンケートの分析も踏まえてと思っていますけれども、思いとしては、そういったところの情報は何らかの形でとりたいとは思っています。

それから、クロス集計のお話はおっしゃるとおりだと思います。先ほどもお話がありましたけれども、検討委員会でも同様なお話が出ておまして、やはりどういう形でクロス集計をやるのかは大切なところですので、それはぜひ、積極的にやっていきたいと思っています。

それから、アンケートのつくり等々でございます。今おっしゃっていただいたとおりでして、基本的には10年前のアンケートと同じ形を基本にしながらつくりました。ですので、10年前にはない項目とかもあるのですが、若干、それはあるのですけれども、順番も含めて、基本的には10年前と同じ並びになるようにということで、なるべく比較ができるような形でアンケートをつくりました。

つくったのは、もともと10年前のアンケートがあったので、それをベースにしながら、職員が手を入れながら、最終的には委託しているコンサル会社と相談してつくり上げた内容のものでございます。

○石田（し）委員

ぜひ、これだけの情報があるので、活かしていただきたいと思いますが、これだけではなくて、ほかにも区で、さまざまなアンケートで、いろいろなときに、いろいろな手法でとられていると思うのです。そういうのも全部、うまく組み合わせてやっていただくと、より正確度が高いという表現がいいのかわからないですけれども、より区民や区に来訪されている方たちの思いというのがもっと伝わってくると思うので、その点は、ぜひ、ほかのものも活用していただければと思います。これは要望で終わります。

○あくつ副委員長

非常に興味深く拝見をしました。先ほどから分析が難しいというお話があるのですが、私の非常に関心が強いところと言うと、子どもの成長支援の中で重視すべき取組みというところで、品川区民は2番目に、新しい項目で今回、選択肢を入れられていますが、「経済的に厳しい状況にあると言われている世帯の子どもへの支援」、32.9%というところで、最近、子どもの貧困ということがよく取り上げられるから関心が高いのかと思ったのですが、10ページの来街者との比較を見ると、来街者の方と比べると、品川区民が2倍以上の数字が出ている。考えられる分析は、品川区の方がものすごいおせっかいなのか、例えば子ども自身であったり、ご家庭であったり、知り合いであったり、そういうところの実感が強いのかというところで、私も議会において、子どもの貧困の見える化を何とかできないかということで、質問していたのですけれども、1つ、これは実感として、今、私がずっと感じていることがこういうところに出てきたというところで非常に興味深く感じました。

その上で、最後の計画事業達成状況調査、これからのところなのですが、例えば、その部分をどう反映していくのかというところで、見直しを検討する個別政策の中に、誰もが輝くにぎわい都市、若年者の経済的自立の支援という項目があるのです。関心があるところで具体的に聞いてしまいますけれども、そういう項目、子どもの経済的な支援はそもそもないところで、今回のアンケート結果から、そこを見直すということをここでおっしゃっているのかについて伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長

今後検討を進めていく中では、今、副委員長がおっしゃったような内容は検討の1つの大きな論点、視点になってくるだろうと思っています。現行の長期基本計画で細かく記載がなかったりとか、そういったところも含めて、検証、検討していきたいというのがありますので、このアンケートが出て、

その内容を直接ここにという趣旨には、直接、最後の資料の部分についてはつながっていないところがあるのですけれども、そういったことも含めて検討をしたいという思いでございます。

実際、ここに挙げてきたのは、この内容そのものをということではなくて、ここに載っている事業が終わってしまったというのがあるので、全体を見直したいという趣旨と想っております。ただ、論点にはなる話であるとは思っております。

○あくつ副委員長

俎上にのるということを確認させていただきました。

最初にこの問題を議会とか役所にお話をしたときには、品川区には子どもの貧困はない、大人の貧困があるだけだと、このような反応が返ってきたのですけれども、非常に進んできたという実感を持ちましたので、取り上げさせていただきました。

もう一点だけ。この前、一般質問で取り上げたのですけれども、国でSDGsというところで、Sustainable Development Goalsということで、持続可能な開発目標、こういう国連の考え方を、今後、自治体の計画策定において、この前、申し上げましたけれども、各種計画、戦略、更新の策定や改定にあたっては、SDGsの要素を最大限反映することを国から自治体に奨励をするということが政府の方針で決まっていますが、ご答弁の中でも、目標の立て方であるとか、また目標数値の方向性とか、そういうことについてはかぶる部分が多いので、そういったことはお考えいただけるというご答弁だったと思うのです。そのようなことで、これをもう一回、確認をさせていただきたいのですが、この長期基本計画に関してです。ご答弁を最後にいただきたいと思っております。

○柏原企画調整課長

先般の本会議でもご答弁申し上げた内容のままでございますけれども、考え方といたしましては、長期基本計画、これは品川区の行政計画でございますので、区が主体となった考え方で進めるというのが、まず第一なのだろうと思っております。

ただ、おっしゃっていただいたように、SDGsの目標の考え方、それから、実際には、区の施策に直接つながる分野というのは多々ございます。そういった分野とのSDGsと長期基本計画の整合については、直接つながる考え方とか開発の目標を別途見なければいけない場面などが出てくるだろうと思っております。そういったところも含めて、そういう考え方も視野に入れながら、品川区の計画ということでつくり上げたいという思いでございます。

○高橋（伸）委員

要望だけ、1点だけ申し上げたいと思っております。長期基本計画の検証ということで、さまざまなアンケート結果、さまざまな取組み、これからやっていかなければいけないところだと思うのですけれども、4ページ、問10のところ、「まちづくりに関する取組みの中で重視すべき取組みはどれですか」というところなのですけれども、やはり10年前と同じように、歩きやすい道路環境づくりというのが1位になっています。大井町の駅ではバリアフリー化になりました。今度は旗の台駅も来年度にはバリアフリー化になるという観点から言うと、区内でもさまざまなところで道路環境というのは、さまざまな意見、声が当然来ていると思っておりますけれども、ぜひ、道路環境づくりは、課題が多くある中ですが、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。これは要望です。よろしくお願いたします。

○伊藤委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 地方公会計制度に基づく財務4表について

○伊藤委員長

次に、(2)地方公会計制度に基づく財務4表についてを議題に供します。理事者より説明をお願いいたします。

○秋山財政課長

私から、地方公会計制度に基づく財務4表について、ご報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まず、目的と経過でございますけれども、品川区では平成12年度決算から、財政状況を明らかにするための貸借対照表（バランスシート）と行政コスト計算書を作成して、公表してございました。また、平成20年度からは公会計制度の趣旨、総務省改訂モデルというのが出ておりますので、それに基づいて財務4表を作成し、公表をしてございます。今回お示しするものは、その総務省改訂モデルにのった財務4表でございます。

一方、平成26年4月には、国から、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」がออกมาし、平成27年1月には、総務省の改訂モデルとは別の新たな基準である「統一的な基準による地方公会計の整備促進」が要請され、今、品川区では、平成30年度の統一的基準に基づいた公会計の導入に向け、準備を進めている状況でございます。

公会計の目的としては、大きく3つでございます。資料にはないのですが、現金主義の補完ということで、資産とか負債の情報も見えるようにできるということ。それから、連結という考え方を取り入れて、三セク等の連結で全体像を見せる。これは特に隠れ負債というような言葉で言われているものが見える化するということでございます。それから、そんなものを含めて、現金主義では見えないコストも含めて、フルコストによる評価。この辺が企業会計の手法を取り入れたものでございます。大きくそのような目的で進めてございます。

本日は、2の普通会計財務4表と3の連結財務4表をご説明させていただきます。財務4表は、資料に書いてありますが、①から④までの内容になってございます。1枚おめくりいただきまして、別紙の1でございます。別紙の1、普通会計の財務4表でございます。最初に品川区単体の財務4表をまとめたものでございます。

④の貸借対照表、バランスシートからご覧いただきたいと思えます。貸借対照表、バランスシートは、一時点において保有する資産、負債、純資産ということで、これは平成29年の3月31日を基準としたもので、バランスシートの左側が資産をあらわしているもの、右側が、その資産がどのような財源で確保されているかということで、負債というのは将来的に返さなければいけないもの、それから、純資産は現在までに負担済みのものという考えで、バランスシートをつくってございます。資産の合計が9,824億3,000万円で、それがどういう種別の財源かということで、その負債が311億6,000万円。純資産が9,512億7,000万円ということで、資産がどのような財源で構成されたかということをおあらわしているものでございます。

①の行政コスト計算書ですが、一定期間と書いてありますがけれども、1年間ですが、得るための費用、それからコスト、あと収益ということで、これは受益者負担というのを相殺して、純行政コストとなっております。経常の行政コストは1,451億4,000万円で、内訳としては、人件費、物件費等々となっております。

その下の経常収益というのは、これが使用料、手数料など受益者が負担したもので、これを差っ引きまして、その差額が純経常行政コストということで、1,378億5,000万円となっております。

これが③の純資産変動計算書というところに行きまして、区の純資産が平成28年度中にどのように増減したかということで、これも1年間の変動をあらわしたもので、期首というのが、平成27年度の末が9,420億4,000万円で、平成28年中の変動が、税金であるとか国、都とかの補助金、歳入が入りまして、純経常行政コスト分が減りまして、期末の純資産の残高が9,512億7,000万円ということで、これがバランスシートの純資産と一致するものでございます。

それから、②の資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）になりますが、これは1年間の現金の増減をあらわしたもので、こちらは、期首と当期の収支を差っ引きまして、期末の資金残高が53億円、これが一般会計の形式収支と合致するわけですが、こちらが資産の現金預金というところに入ってくる。こういうものでございます。

1枚めくっていただきまして、それから4枚は、それぞれご説明させていただいた財務4表の概要のそれぞれのもととなる表でございます。普通会計の行政コスト計算書であれば、上段が経常の行政コストで、その下が経常収益ということで、見ていただくと、その詳細が書いてございます。人件費、物件費等々で、経常収益については、使用料、手数料、分担金、負担金、寄附金というのが入りまして、差っ引きで、一番下の欄です。約1,378億円となっております。この表で見ていただくと、行政コストの上段の縦が、それぞれの部門別、目的別になってございますけれども、福祉のところを見ていただきますと、構成比として48.9%ということで、約半分弱を占めるということでございます。

1枚めくっていただきまして、普通会計の資金収支計算書ということで、一番上の段が経常的収支額、2が公共資産の整備収支です。それから、3番目が投資・財務的収支ということで、1番が通常の事務事業、2番目が施設の整備等でございます、3番目が投資的経費ということで、それらの1年間の現金の流れを追ったものが一番下の表で、当年度の歳計現金増減額、これが上の3つの欄の合計でございます、約2億4,600万円です。期首の約50億円にそれを足しまして、期末の現金残高が約52億9,600万円、これが一般会計の形式収支と一致するものでございます。

1ページめくっていただいて、③普通会計純資産変動計算書、こちらは先ほども申し上げましたように、純資産の増減ということで、経常の行政コスト等々がありまして、一番下の欄が期末の純資産残高で約9,512億円ということでございます。

めくっていただきますと、④が普通会計の貸借対照表、これが一番最初の概要でお示した貸借対照表の全体像でございます。左側が資産の部でございます、資産の合計が、一番下が9,824億2,650万2,000円ということで、資産については、公共資産と投資等、流動資産というものに分かれております。負債も、右の上、固定負債、流動負債、固定と流動の違いは、1年以内のものが流動ということで、長期のものは固定資産という考え方になってございます。右側の下が純資産の部ということで、右側の負債と純資産が左側の資産の部の資産形成に資するために調達した財源をどのような負担で行っているか。負債の部というのは、将来的な負担があるもの、それから、純資産の部については、負担済みの財源と考えられるものでございます。

めくっていただきまして、今度は連結の財務4表になります。こちらは、品川区単体だけでなく、関係している団体も含めて、4表を合計したものであるということでございまして、こちらのほうを見ていただきますと、バランスシートのところを見ていただくと、資産、負債のところの数字をそれぞれ普通会計と比べますと、普通会計が、資産が先ほどお話しさせていただいた9,824億円余、連結ですと1

兆69億円ということで、比率としては、連結の財務4表の合計数が単体の普通会計の102%ということ。負債も、普通会計ですと311億円余、連結ですと328億円余ということで、こちら106%ということで、普通会計と連結を比べていただくと、連結をしても大きくは変動していない。普通会計の割合が多いということで、いわゆる地方で言うところの隠れ負債等々はないということで、連結をしても健全ということで分析されるものでございます。

こちらの財務4表の見方については、普通会計と同じでございますので、それぞれを見ていただければと思います。

連結財務4表から見た品川区の財政状況ということで、右下の囲みに書かれておりますけれども、3つ目、「社会資本に対する現在までの世代による負担割合は109%」ということで、将来の負担が少ないということがわかります。大きく変動はありませんので、こちらも健全な財政である事がわかります。

注記でございますけれども、連結対象団体の一番下に米印がございます。特別区の人事・厚生事務組合、二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合は作成モデルが異なるため、連結対象から除外していますということで書かせていただいておりますけれども、一番最初にお話しさせていただいたように、統一的基準という国からの通知がありまして、順次、今、各団体は統一した基準に変更しております。総務省の会計モデルと統一的基準というのは、ベースとする数字のとり方が違いますので、連結して比較することに意味がないので、今回は、この3つの団体については統一的基準にも移行してしまっていますので、今回連結を除外しているということでございまして、品川区が平成30年度から統一的基準に移行しますので、その段階で、平成30年度決算からは再び合算をさせていただくものでございます。

1枚めくっていただきまして、この後ろ4枚はそれぞれの連結の財務4表になりますので、こちらはご覧いただければと思います。

最後、別紙の3でございます。財務4表の増減額内訳表ということで、平成28年度と平成27年度が出ております。基本的には、行政コスト等も含めております。若干増ということで、貸借対照表のところ、一番下を見ていただくと、資産も含めてありますし、若干、負債が減っている、純資産も増えていると、そういう状況でございます。

特徴的などころということではないのですが、行政コスト計算書のその他のところ、平成27年度がマイナス56億円余というのが、今年はプラス3億円余と大きく変わっておりますが、平成27年度のマイナス56億円余というのは、こちらは中央公園のJT跡地の債務負担が終わりましたので、債務負担というのは一応、負債と考えますので、それが終わったのでこのような表示になっているものでございます。

それから、純資産変動計算書の当期変動高の中ほど、資産評価がえによる変動額ということで、平成27年度が28億2,700万円ということで、大きいものが今年度、マイナス3,400万円と変わっております。平成28年度の28億2,700万円につきましては、寄附をいただきますと、お金の収支はないのですが、資産が増えますので、その分を評価がえで計上したものになっているものでございます。

一番最初の表に戻っていただきまして、5番でございます。公表についてでございますけれども、広報しなごでは12月21日号に、財政状況の公表ということで、あわせて今年度の財政状況も公表させていただいておりますので、それにあわせて、この平成28年度の財務4表についても広報しなご

に掲載させていただきます。それから、同日に、品川区の公会計レポート、より詳しい内容でホームページに掲載させていただきます。また、わかりやすいパンフレットも、今、作成中でございますので、それにあわせて作成して、配付をさせていただく、こういう予定にしているものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○吉田委員

一番単純なところから。ご説明の最後のほうの寄附のことについてのご説明がよく理解できなかったもので、聞き取れなかったもので、もう一回お願いします。

○秋山財政課長

通常資産が増えるときは現金が出ていって、資産が増えるということなのですが、寄附の場合は現金が出ていかないの、こちらで評価がえをして、いただいた寄附を資産として計上する。そういう意味でプラスになっています。

○吉田委員

それから、もう一つは、品川区は、今までずっとバランスシートとか行政コスト計算書も区民に向けて公表しています。ただ、それは、これから行われる仕訳によるものではなくて、決算をもとに計算したものだご説明いただいている、これからの公表の仕方とかも少し変わってくるのかと思っていて、例えば、そういうことについての広報のやり方、そういうものがどんなふうに出るのか、ホームページなり何なりで説明されるのか。パンフレットというのが、これまではカラーのものだったかと思うのですが、その辺がどういふふうになるのか。その移行期というのでしょうか。どういふふうになるのか、ご説明いただくと助かります。

○秋山財政課長

日々仕訳とか統一的基準の改定に入るのは平成30年度からです。平成30年度の予算編成から入りまして、平成30年度の執行から日々仕訳で仕分けをしていくということで、実際に決算が出てくるのは平成30年度の決算なので、年度としては平成31年度になっています。まずそれがあります。

今回の公表については、総務省改訂モデルでやっているのを出していきますので、その公会計について検討していますということは載せますけれども、具体的にどうなるかは、そこまではできていません。実際に日々仕訳でどうなるか、こうなるかということにつきましては、新公会計制度のPRといいますか、そういうご報告の中で変わっていきますという形で周知をさせていただく形になると思います。

○飯沼委員

最初の基本的なところで、一番最初のページの4行目のところに「総務省方式改訂モデルに則り財務書類4表を作成し、公表しています」とあります。そして下のほうに、「平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進」を要請されました」ということで、この間、議会で新公会計制度の説明を受けたとき、公認会計士の方のいろいろな説明の中では、東京都のモデルという感じで、多分、東京都方式で説明があったかと思うのですが、ごちゃごちゃになっているので、東京都モデルとか総務省のモデルとか幾つもある中で、今回、言葉がいろいろ違うので、今回、品川区がやろうとしているのはどれなのか、もう一回、はっきりお伺いしたい。

あちこち違った方式でやるのですか。結局、1つに統一されていて、同じようなもので比較できるようになるのか。その辺が私の中で整理されていないので、教えてください。

○秋山財政課長

総務省改訂モデルと統一的基準というのは、違うものであります。何が一番違うかという、端的に言うと、資産の評価の仕方が時価ではなくて、どちらかという、暫定的に評価をなさという簡易型、簡略型にしたものが総務省改訂モデルです。それが統一的基準になりますと、しっかり時価で評価をなさというのでありますので、今はそれを採用しているということです。

統一的基準の中にも、東京都方式と、東京都方式ではない総務省方式、2種類が認められております。品川区はそのうちの東京都方式です。その東京都方式と総務省方式というのが、大きく違いを言うと、より企業会計に近いのが東京都で、どちらかという公會計側に寄っているのが総務省方式ということで、東京都方式のほうが採用する団体が少ないのですけれども、23区中の8区が東京都方式を採用する形になります。

東京都方式と総務省方式は、並行してもいいということになってはいますが、東京都方式をとっている団体も、機械的に総務省方式のほうに財務4表は変換できますので、そういう形で総務省には報告する形になっています。

○飯沼委員

ややこしいというか、何でせつかく整備促進と要請されながら、変換はできるのかもしれないけれども、そうやって違うものを各自治体で使うのか、それは自主性というところなのですか。別に面倒くさくはないのか、後で比較とか対照をしたとき。それが1点。もう一回、お答えいただきたい。

普通会計の財務4表と連結財務4表のところ、さっき違いをご説明いただいて、表書きのところにも一部事務組合、出資比率、第三セクター等を加算をしたものという、具体的に下に幾つも書かれているのですが、先ほど特別区人事・厚生事務組合とか東京二十三区清掃一部事務組合、このところは品川区とは違う。でも、その上の部分、例えば品川区国際友好協会とか品川区文化振興事業団とか品川都市整備公社、品川ビジネスクラブ、この辺は一緒に連結をされて、1つのものになっていくのか。もし、そうやって1つのものに連結されていって、予算、決算のときに出されるということは、予算、決算の特別委員会の折に、この部分もしっかりと議会の中でチェック、議論ができることになるということなのかどうか、そこのところを教えてください。

○秋山財政課長

財務4表のそもそもの性格としては、地方自治法に定める現金主義の会計の補完という意味で出されております。したがって、予算、決算という地方自治法に定めたものは、それはそのまま、ずっと引き続きやることとなりますので、予算、決算の審議につきましては、ここに書いてあるからといって、これが予算、決算として区に出てくるものではありません。連結をして、先ほどもお話しさせていただいた全体の隠れ負債みたいなものをあぶり出すという意味で連結したものを出す必要がありますということで、国が定めたものということですので、通常の予算案ですとか議決が必要な予算であるとか認定が必要な決算の中には、こういうものは出てこないこととなります。

それと、最初の面倒かどうかという話なのですが、なぜ東京都方式なのかという部分では、考え方の違いというのがありまして、税金を収益と見るのか、それとも受益者負担として見るのかみたいなところがありまして、国との検討の中でも、それは1つにまとめることはできない、やる必要がないだろうということで、2つの方式を認めているものでございます。私どもも、東京都方式でやりますけれども、総務省方式に変換もできるということで、特に複雑になるとは考えてございません。

○飯沼委員

連結財務4表については、議会の議決を得るところではないので、予算、決算のところでは議論する中身ではないけれども、具体的にどういうところで取り上げられる、議論ができるのですか。質問したいとか、疑問があるというときに、どういうところでその中身の議論をさせてくれるのかどうかというところはどうか。

○秋山財政課長

今でも、品川区国際友好協会であるとか品川区文化振興事業団につきましては、報告議案として、各団体の事業報告と決算報告等が出ておりますので、その中にご議論いただくことになっております。

○伊藤委員長

では、ほかに発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

委員会の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時45分休憩

○午後3時00分再開

○伊藤委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

(3) マイナンバー制度による情報連携の本格運用開始について

(4) 品川区におけるマイナンバー制度の利活用の基本方針（案）について

○伊藤委員長

予定表の(3)マイナンバー制度による情報連携の本格運用開始についておよび(4)品川区におけるマイナンバー制度の利活用の基本方針（案）についてを関連するものとして、一括議題に供します。理事者より説明をお願いいたします。

○仁平情報推進課長

それでは、私から、マイナンバー制度による情報連携の本格運用開始について、およびマイナンバー制度の利活用の基本方針（案）についてご報告をさせていただきます。

まず、情報連携の本格運用開始についてご説明させていただきますので、資料をご覧ください。

最初に、情報連携についてでございますけれども、去る11月2日に国より通知が発出されまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき運用されております、行政機関間が特定個人情報の照会等の連携を行います情報提供ネットワークシステムにつきまして、11月13日より本格運用に入ることが決まったものであります。

情報連携は7月18日より試行の形で運用されてまいりましたが、本格運用となったことに伴いまして、番号法および品川区の個人番号の利用等に関する条例の規定により行っております事務につきまして、申請手続に必要とされておりました住民税の課税証明や生活保護の受給証明など、一部の書類の証明書の添付が省略できることとなったものでございます。そのため、窓口におけます区民の皆様の負担の軽減が図られるようになったものでございます。

2の区が情報連携で照会する特定個人情報は、別紙に「情報連携により他機関へ照会する事務と特定個人情報」の表をつけておりますので、こちらをご参照いただければと思います。

表の先頭に、項番1に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」を挙げておりますけれども、この事務においては、認定請求や現況届の審査のため、所得の確認が必要となっております。

ますけれども、住民情報や税の情報に関する特定個人情報、情報連携のシステムを使用して、他機関に照会することができますので、これらの証明書類の添付が省略できることとなります。

照会できる特定個人情報は、国により項目が決められていますので、その範囲において情報提供を受けられる仕組みとなっております。

表には56項目を記載しておりますけれども、こちらの表の見方なのですが、項番の1や2は網掛けなしになっておりますけれども、こちらは国の番号法に基づいて行う事務、照会できる特定個人情報となります。

項番の3に紫色の行がございますけれども、こちらは、区の条例に定めておりますので、それに基づいて情報照会が行える事務という形になります。

表の2ページを見ていただきまして、中段の項番38です。肌色といいますか、オレンジがかった行がございます。こちらは東京都の条例に基づきまして、事務処理の特例で区が事務処理をしている事務でございます。それについて、品川区が情報照会を行えるという、そういう形になっております。

事務ごとの記載内容につきましては、細かいですので、説明は省略させていただきます。

資料の頭にお戻りいただきまして、3のその他についてでございます。

まず、(1)のマイナポータルにつきましては、以前、当委員会でも報告させていただいているところでございますけれども、国が設けていますマイナンバー制度にかかわる個人用のポータルサイトでありまして、自己の特定個人情報や情報連携記録の検索、電子申請機能などのサービスが提供されるもので、こちらも11月13日より本格運用開始となりました。区では、現在、児童手当、妊娠届の電子申請サービスの受け付けを開始してございます。保育関係につきましては、来年の春の開始を予定しております。

次に、その下、(2)のマイナポータルの閲覧用端末の配備についてでございますけれども、パソコンを所有していない方のために、国よりマイナポータルアクセス用の専用の端末が配備されました。区では、区民の方が利用可能な端末として、税務課など、記載の職場に配備しているところでございます。こちらの利用には、ご本人のマイナンバーカードが必要になります。

(3)でございます。この情報連携等につきましては、12月11日号の広報しながわに掲載するほか、区のホームページへの掲載、窓口へのチラシの設置により、区民周知を図っていきたいと考えてございます。

情報連携の本格運用開始についての説明は以上となります。

続きまして、もう一つのほうです。マイナンバー制度の利活用の基本方針(案)についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

まず、この基本方針を定める目的についてでございますけれども、先ほどの情報連携でご説明させていただきましたように、情報提供ネットワークシステムが本格運用開始となりました。そのため、行政手続における添付書類の簡略化という制度上の動きがありましたため、これを機会に、これまでの区のマイナンバー制度の取組み状況も踏まえまして、区民の制度への理解促進と、区として制度の利活用を図ることによりまして、さらなる運用の利便性の向上につなげていきたいと、そういうふうにご考えまして、今回、利活用の基本方針という形で作成したものでございます。

恐れ入りますが、資料をご参照ください。

おめくりいただきまして、まず、目次を見ていただきますと、案としましては、2章立てになっております。第1章に基本方針の内容を書かせていただいております。第2章にマイナンバー制度そのものに

ついて、このような制度であるということをつけ足すような形で、全体で制度の理解が進められるような形にしているものがございます。巻末には、案に出てきます用語の解説をつけてあります。

めくっていただきまして、1ページの基本方針についてでございます。囲みの中に基本方針を記述してありますけれども、番号法には、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が理念に掲げられております。それとともに、地方公共団体は、特定個人情報の取り扱いの適正の確保はもちろんのことですが、団体ごとに措置を講ずることで、地域特性に応じた施策を実施することと番号法に掲げられております。

このため、区といたしまして、制度を利活用していくために4つの方針を定めることにいたしましたものがございます。

まず、1には、番号法に定められている事務につきましては、区民の利便性を考えまして、今後ともマイナンバーの利用を図ることを掲げさせていただいております。

2には、番号法に定めのない事務につきましても、社会保障関係等で、これらに類する事務ということで、区民の利便性に資するものは、条例には、利用を図ることで、区の特성에 応じた施策を実施していくことも明記させていただいております。

3はマイナンバーカードの利活用についてでございます。既にコンビニでの証明書交付サービスに活用しているところでございますけれども、引き続き、行政サービスへの活用について検討を進めていくことを掲げているものがございます。

4には、現在もそうですけれども、今後とも制度の利活用に当たりまして、運用面、システム面にも、さらに個人情報の保護と情報の安全管理を徹底していくことを掲げさせていただいております。

これらの4つの方針を踏まえまして、制度の利活用を図ってまいりますけれども、2ページの2の「品川区におけるマイナンバー（個人番号）利用事務」以降で、現在の区の実況を示すとともに、それぞれの保護の考え方などを記述した形とさせていただきます。

2ページの2の(1)には、番号法に定められている事務として、表1のとおり、区が取り扱っている事務を記載するとともに、関係法令の改正等があった場合に、区民の利便性や行政の効率化などが見込まれる部分は、引き続き、利用事務といたしまして、適宜、追加していくことを示しているものがございます。

4ページに移らせていただきまして、(2)の品川区独自利用事務につきましては、区が独自にマイナンバーを利用する事務を条例に定めて、運用しているところでございますけれども、その事務の選定の考え方と基準、これを示すとともに、引き続き、区の特성에 応じた施策を実施させていただくことを示させていただいております。

おめくりいただきまして、5ページから6ページは条例に定めて行っている事務を表2のとおり記載させていただいております。

6ページの(3)は、東京都の条例に基づき、区が取り扱っている事務を記載しているものがございます。

7ページに移らせていただきまして、3では区が他の行政機関へ照会する事務と特定個人情報を記述しているものがございます。先ほどご説明させていただきました情報連携で取り扱う内容を記載しているものがございます。

(1)では、番号法に基づきまして、特定個人情報を照会するものとして、表4に事務名等を記載させていただきます。

おめくりいただきまして、10ページを見ていただきたいと思います。10ページの(2)では、区の独

自利用事務で照会するものとして、表5に事務名等を記載しているものとさせていただきます。条例に定めているため、番号法に基づき、特定個人情報を照会する事務と同様に、証明書類の事務が省略できることを示させていただいております。

おめくりいただきまして、12ページを見ていただきたいと思います。12ページの(3)でございますが、東京都の条例に基づき、特定個人情報を照会するものとして、表6に事務名等を記載しているものとさせていただきます。

おめくりいただきまして、13ページに移らせていただきます。4の「品川区におけるマイナンバーカードの活用について」でございますけれども、(1)では、既にカードを活用して行っておりますコンビニエンスストアでの証明書の交付サービスの内容を記載させていただいているものとさせていただきます。

下段にあります(2)では、コンビニ交付以外でのマイナンバーカードの利活用について、ほかの行政サービスカード、例えば印鑑登録証などとしておりますけれども、区民の利便性の向上に向け、検討を進めていくことを書かせていただいております。

14ページの5からは、制度における個人情報保護の方策について記載している形となっております。

まず、(1)の情報セキュリティポリシーの改定と遵守についてでございますけれども、マイナンバー制度が始まることにあわせまして、個人情報保護条例や区の情報管理安全対策要綱などを改定したほか、国のガイドラインに示されております特定個人情報取扱実施手順を新たに定めまして、囲みの中の記述にありますように、マイナンバーの取得や利用、保管、廃棄といった手順の内容をここで明示させていただいて、区がこれらを遵守していることを示させていただいております。

14ページの一番下段から15ページの頭になりますけれども、特定個人情報を取り扱う委託事業者についても、15ページの囲みの中にありますように、契約の仕様書の中の個人情報の取り扱いについて、より明確化する内容に改訂しましたので、その内容を挙げさせていただいております。

下段の(2)の情報システムのセキュリティ強化についてでございますけれども、区では、マイナンバー利用にかかわらず、区民の個人情報を守るため、システムやネットワークのセキュリティの強化を図っているところですが、特にマイナンバーの取り扱いにつきましては、取り扱い書類をシステム上、整備することなどを示させていただきました。

16ページに移りまして、(3)の特定個人情報の取扱いに係る自己点検と監査の実施でございます。特定個人情報を取り扱う所管は、毎年、システムの自己点検を行っているほか、内部監査を実施しております。その監査により、運用手順が守られているか確認を行っているところです。これらを継続した見直しを今後とも改善を図っていくことを示させていただいております。

(4)の利用目的の明示と本人確認の徹底についてでございますけれども、マイナンバーを取得する際は、本人に利用目的を明示するほか、成り済まし防止のため、本人確認を徹底しているところでございますので、この辺は区民の皆様にご協力をいただいているところでございます。

おめくりいただきまして、17ページの6では、特定個人情報保護評価の対応を記述しております。(1)の特定個人情報保護評価事務につきましては、評価の目的や方向等をここで示させていただいております。区が評価を行っている事務は、18ページにあります表7のとおりとなっております。

次に、19ページに移りまして、(2)でございます。この特定個人情報保護評価の作成と見直しについてでございますけれども、評価書は毎年、所管で内容の点検を行っていることや、取り扱いに重要な変更があった場合や、公表開始から5年を経過した場合には再評価が必要になっていることを示させていただいております。

20ページからは、マイナンバー制度について記載しております。第1章の内容に関連する部分を参照していただくことで、制度理解につながればと考えて、つけさせていただいているものでございます。内容は制度の説明となりますので、省略させていただきます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

まず、基本的なところからお聞きしたいのですが、去年の1月から個人番号カードが希望者には交付をされているわけですが、通知カードが相変わらず届いていなくて、行方がはっきりしていなくて、届いていない人がいらっしゃるのかどうか。

あと、個人番号のカードの交付が何%ぐらい進んでいるのか、基本的なところを教えてください。

今日、いっぱい資料を出していただいたのですが、具体的に利活用の基本方針というところで、たくさん項目は挙がっているのですが、ここに挙がっている項目は基本的に個人番号カードを使ってお互いに照会をしたり、ルートがきちんとできていて、やるべき事務となっているのかどうか。まずそのところを教えてください。

○仁平情報推進課長

まず、通知カードの取り扱いでございます。戸籍住民課が通知カードの取り扱いをしているのですが、かなりの数、戻ってしまっていて、大分前の話になりますけれども、その戻った通知カードに、再度、簡易書留ですと、再送しても、また届かないとか、転送されないことがありますので、そういう方に対して、はがきで通知カードが戻ってきてしまいましたというような郵送を個別に行っております。普通郵便であれば、転居先に届く可能性がありますので、そういう措置を行ったこととなります。

ただ、その場合、大分時間がたった後で、国のほうから、郵便が届かないという状態であれば、初期の通知カードは各団体で責任を持って処分するという指示がありまして、区は、当初の分は全部処分しております。その後、出生等で新しく通知カードが必要になった方に対しては、個別に、その後、通知カードを郵送するというのが今現在の状況になっています。

それと、カードの数でございますけれども、人口数に対するパーセンテージでいくと、今は13%ぐらいに届いたという報告を受けております。カードの交付率は、人口に対して13%。以前ですと12%ぐらいという報告をさせていただきましたけれども、今は1%ぐらい上がった形になります。

基本方針に挙げております各事務の照会方法なのですが、こちらの照会にあたりましては、マイナンバーカードを使うという仕組みではございませんで、国と各地方公共団体がつくった情報提供ネットワークシステムという専用のシステムがあるのですが、こちらを職員が操作する形で、特定個人情報照会と提供を受けるといった仕組みです。マイナンバーカードは、通知カードもそうなのですが、窓口の申請手続きのときに個人番号を法令上、必要としている申請書等に記載が必要になりますので、そのときに本人から通知カードに記載されている個人番号の提供を受けるとともに、ご本人であることを別の書類、免許証等で確認させていただくという使い方になりまして、直接、このカードは、情報提供に関しては関係ない仕組みになっております。

○飯沼委員

一番最初の通知カードが届いていない人というのは、残っているところで何%いるのかというのを1つ、先ほどの続きで伺いたい。

あと、個人番号カードの発行率が人口比で13%と、大変厳しい数字だと思うのですが、今後、この

辺はどうしていくのか伺いたいと思います。共産党としては、この間、マイナンバーカードに対しては、1つには大事なプライバシーの人権が侵害される危険が大きくなるということ。実際に、詐欺とか成り済ましとか、あと、やっているアメリカとか韓国とか、実際、犯罪にかなり使われて、情報が漏れいしているというのが現実的にあるし、日本も国民年金の情報が漏れてしまったとかあります。あと、自治体においても、システム改修のたびにお金がすごいかかっている、改修のたびに費用の負担が続く。あと、私たち個人についてはそんなではないですけども、事業所としては、社員の皆様の管理、家族も含めて管理をしていくということでは、システム管理にすごいお金がかかるし、小さい事業所ほど、すごい負担が大きいという実態もあって、先ほどから利便性とか、そういうお話がたびたび出ていますが、圧倒的にマイナスの部分のほうが多いので、共産党としては、マイナンバー制度をやめてほしいと事あるごとに言っているのですが、今後どうしていくのかというあたりを、国の制度なので、区としてどう考えているのか、大もとのところを聞かせてください。

○仁平情報推進課長

まず、通知カードの残数でございますけれども、最後の残数は戸籍住民課で管理しておりましたので、私は、申しわけございませんけれども、残数という形では把握していないところでございます。

次に、マイナンバーカードの交付率が今現在、13%ということで、今後どうしていくかという話なのですが、カードの使い方的には2つありまして、まず、行政の窓口等でマイナンバーの確認を求められた場合に、通知カードないしマイナンバーカードの裏面の番号、もしくは、番号の記載されている住民票、この3つが個人番号を示す書類という形になります。そのため、通知カードでなくマイナンバーカードを取得された方は、その1枚でもって窓口での番号の確認ができるとともに、表面は公的な身分証明書になっておりますので、本人確認もこれで済ますことができるという事務上の効率性と本人の負担の軽減が考えられるものでございます。

それと、コンビニ交付みたいな交付サービスなのですが、こちらはマイナンバーカードの番号自体使わない仕組みをとっておりまして、カードが所持しておりますICの機能、この中に個人の、これは登録された方なのですが、公的な身分証明、個人認証を行う情報が入っております。これを使いまして、本人確認が行われておりますので、その証明書が入っているものを確認されるもの、有効性を確認すると、あと、当然、本人が登録していただきました4桁のパスワード、これを使ってコンビニの証明書の交付機を動かしていただく形になっております。

そういうことを考えますと、コンビニ交付が累計で1万5,000ぐらいにはなっていますので、全国のコンビニエンスストアで、緊急なときには住民票とか印鑑証明書、そういうのがとれるような形のサービスもあります。今後、いろいろと、ほかにどういう使い方がされるのかという国の動きもありますし、区も利便性が上げられる分野を考えていきたいと思っておりますので、マイナンバーカードの番号は、もうこれは行政側しか使えない、行政が管理するべきものとしておりますし、それに関連する区民の皆様の情報は守らせていただくという事になっております。

専用のシステムを使っておりまして、そこからのデータが外部、例えばインターネットで攻撃を受けて漏れるような、そういう仕組みの中では運用しておりませんので、それはご安心いただければと思います。

カードの利活用につきましては、特に区が考えているのは、その中のIC機能を使ったサービス提供が考えられるのではないかとということで、引き続き検討していくと、そういうことにしているものです。

○飯沼委員

IC機能を使う部分では、今後いろいろ便利なところは広げていくということだったのででしょうか。そういった意味で、13%にとどまっている個人番号カードを請求される方を増やしていくようなことをこれからやられるのでしょうか。

私はカードを持っていません。持ちたくありません。カードを持っていない方が不利益になるのではないかと心配がかなりされているのですが、すごい多岐にわたってかかわってくるわけですが、行政のいろいろなサービスを利用するにあたって、マイナンバーカードのない方が不利益に絶対なってしまうと思うのですが、その辺は、13%という部分も含めて、どう考えていらっしゃるのか聞かせていただきたい。

あと、利活用の基本方針（案）、結構、いっぱいいろいろなことが書かれています。個人情報の漏えいなども大丈夫だというお話も伺いました。委託業者のところ、14ページです。特定個人情報を取り扱う委託先事業者についても、職員と同等の保護がかかるということが書かれていますが、この辺も人がかかわってくるものなので、絶対ということはあるまいであろうと思うのですが、その辺も含めて、いかがでしょうか。私どもは広めてほしくない、廃止してほしいという思いが非常に強いのです。いかがでしょうか。

○仁平情報推進課長

まず、2点目のカードの活用の仕方ですけれども、ICカードとしての機能を使ってのサービス展開を考えているところございまして、カードの番号そのものを使っての利用の仕方というのは、番号法とか条例で、もう使える分野は決めておりますので、簡単には使えないというのは我々でも同じでございます。

それと、普及の取組みでございますけれども、戸籍住民課では、コンビニ交付の利便性を広報で時々、周知させていただいております。引き続き、その辺の取組みも来年度に向けて考えているという話でございますので、区といたしましては、カードの普及の啓発に当たっていきたくと考えてございます。

あと、方針（案）にあります委託事業者の関係でございます。これは特に従前から、新たにこういう部分を設けているわけではありまして、委託でやる仕事の中には、いろいろな仕事がありますけれども、特に区民の情報、個人情報を扱う業務につきましては、仕様書の中にその取り扱いを明記させていただいていたところでございます。今回、マイナンバー制度が始まったことによって、特に再度、その辺の明確化を図る意味で、改定して、今現在はそういう仕様書にしてあるということでございます。当然、業務を請け負う以上、契約の中にそれが明記されている以上、企業は、従業員の教育とか、そういう責務を持つ。これは民間企業のマイナンバーを例えば給与関係で扱う社員なども同じなわけですけれども、全体的に地方公共団体も含めて、十分、職員等の研修を行いながら、適正に扱っていくようにということで、ガイドラインにも示されておりますし、区の取組みも同様の扱いをしているものでございます。

○飯沼委員

実際にカードを13%の方が持つておられるということについては、個人情報の漏えいがされない、漏れないように、本当にしっかりと今の段階ではやっていただきたいと思っておりますけれども、とにかくコンビニ交付とか、便利だといって使えば使うほど、個人の情報が連結されて、広まっていくというのが事実なので、共産党としては、何としてでも国の段階で廃止をしてほしいと期待をしているところです。ここは意見で終わります。

○吉田委員

質問としては、よく理解ができないのですけれども、資料の17ページの6番の品川区における特定個人情報保護評価対応についてという中身が私はよく理解できないので、教えていただきたいと思いません。

今、現に評価をしていて、これらの手順を踏まえ、評価書を国へ提出し、交付もしていますということなのですが、この評価がどう行われているのか。この文章から、私には読み取れないので、教えてください。

実施事務が表7ということで、順次、評価を実施し、提出し、公表していますということなのですが、今段階、どれくらいなのか。どれくらい進んでいて、その評価については、私、きちんと把握していないのですけれども、どこかで、どういう評価をしているかということが私たちも知ることができるのか。その辺を教えてください。

○中元広報広聴課長

特定個人情報保護評価の部分について、私からお答えいたします。

こちらは、平成27年1月26日に、まず、住民基本台帳に関する事務について、また、同じ平成27年9月4日に地方税の賦課および徴収に関する事務について、PIAと省略して申ししておりますが、特定個人情報保護評価の手続を行いました。評価書といたしましては、こちらは18ページからございますが、その中の該当する事務の一つ一つにつきまして、全項目評価と基礎項目評価と、それぞれ項目ごとに全部、評価書をつくらせていただきまして、そちらを審議会の中で専門部会をつくりまして、情報公開等審議会というのが常設でございますが、そこに特定個人情報保護評価専門部会という部会を設けまして、そちらで第三者点検を実施させていただいたものでございます。平成27年10月1日に地方税の賦課および徴収事務につきまして、特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会に提出させていただいたものでございます。

○仁平情報推進課長

項番の1、2につきましては、今、広報広聴課長の説明があったとおりでございますが、以下、重点、基礎とありまして、これは扱うデータの規模によって、重点と基礎という評価書の分かれ方になります。こちらは、各団体の所管が評価書をつくりまして、内容的にはどういうことをやるかということ、取り扱う情報の種類とか、どういう仕組みのシステムになっているか、それを自己評価する形になります。この中で、対象人数が多いと、上の全項目評価という一番重い評価を下さなければいけないという形になっておりますが、対象人数的に、重点、基礎という部分は、これは範囲によって違いますけれども、全項目には至らない評価のものが、この下の2つという形になります。

公表なのですけれども、全ての評価書、この制度を区が開始する前に全て終わっておりまして、区のホームページでも公表しておりますし、当然、この評価書自体は、国の個人情報保護委員会に提出して、委員会で審査、確認を受ける形になっておりますので、問題があれば、個人情報保護委員会から指摘を受けます。問題がなければ、そのまま個人情報保護委員会が、そちらの専用のホームページがありますので、そちらで全国の評価書を公表すると、そういう形になっております。

○吉田委員

ホームページ、私、こういうのが苦手で、検索もとても下手なのですけれども、検索していけば、この情報に当たって、私たちも、みんな見ることができるということですか。そこを見ればわかるのかもしれないのですが、17ページのところの具体的なしきい値判断の方法については、第2章6(1)②の図18を参照と、これを見たのですが、やはりよくわからないのです。今、ここで説明するのは、すご

く大変なことでしょうか。もし、すごい大変だったら、後で個人的に伺いますけれども、もし、ざっと説明していただければ、伺いたいのですが。

○仁平情報推進課長

方針（案）の30ページの下の囲みの中に、今の特定個人情報保護評価の評価の内容とか実施等を説明させていただいております。この表の見方のしきい値なのですが、先ほど申しました全項目評価というところで、対象人数とかデータベースが30万件以上ものが一番重い評価書を求められることとなります。その全項目評価は、単につくって国に提出するだけではなくて、先ほど広報広聴課長が申しましたように、まず、ほかの公的な意見を聞くことということで、例えばパブリックコメントの実施とか、そういう第三者評価を受ける必要があるというのが明示されておまして、その手続をもって行くものでございます。

それ以外に、小さいのですが、その対象人数によって、重点と基礎というふうに、評価がそれぞれ、しきい値の判断で、例えばファイルの取り扱い者数は500人以上かということで、人数が1万人以上、10万人未満、これはおそらく人口の話になりますけれども、この取り扱い者数500人というのは、ファイルの取り扱い者数を示しているのですけれども、それが500人以上に関係してくれば重点項目評価を行うという、そういう切り分けになります。

ちょっと話が難しい形になりますので、もし、それ以上のご質問があれば、またの機会にご説明させていただきたいと思っております。

○吉田委員

詳しくは、やはりまた改めて個別に伺いたいと思っておりますが、ネットとしても、個人情報がどれくらい広がる可能性があるのか、今、きちんと保護されているかどうかということと、このシステムを広げていくことによって、新たな個人情報のような使われ方をするのではないかという危険性のところで反対をしております。国の制度ということなので、難しいこともあると思うのですけれども、まずは、今、取り扱っている個人情報については、きちんと、より保護していただきたいというのと、それから、今は大丈夫ということですが、常々、主張しておりますが、もし万が一、漏れてしまったときの第1次対応、第2次対応ということで、万全は期していただきたいのですけれども、それになおかつ危機管理ということ、情報に関してきちんとしていただきたいと思っております。ぜひ、その辺のことは、重ねてのお願いになりますけれども、主張としても言わせていただきますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 防災行政無線設備更新工事請負契約

○伊藤委員長

次に、(5)防災行政無線設備更新工事請負契約を議題に供します。理事者よりご説明をお願いいたします。

○立川経理課長

それでは、報告事項の(5)防災行政無線設備更新工事請負契約についてご説明いたします。本件は、9,000万円以上の工事請負契約につき本委員会にご報告するものでございます。恐れ入りますが、経理課資料をご覧ください。

本工事は、防災行政無線の親局設備および屋外拡声子局設備10カ所を更新する工事を行うものでございます。契約の方法は制限付き一般競争入札で行ったもので、入札状況につきましては2ページの調書に記載のとおりでございます。

1ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め1億995万4,800円、契約の相手方は三愛電子工業株式会社、代表取締役、寺井一郎、支出科目は平成29年度一般会計です。

工事の概要でございますが、3ページの概要書をご覧ください。工期は平成30年3月20日、4の工事内容は、区役所第二庁舎に親局を設置し、屋外拡声子局設備としまして、品川南ふ頭公園ほか9カ所に設置するものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

この防災行政無線設置更新工事というのは、今年の初めのプレス発表のところに載っているデジタル化と関係があるのでしょうか。私、議事録を検索したら、1つもこれの項目が載ってなくて、今日、建設委員に聞いたら、今日説明があったということで、これの中身が、今日いただいたこの資料以外に全くなくて、中身がよくわからないのです。デジタル化の問題と、親局の設置と屋外拡声子局のところが10カ所ということなのですけれども、親局は市庁舎の中だと思うのですが、デジタル化というのがどういうものなのか。あと、10カ所というのは、今、区内に幾つあって、この10カ所がどういう位置付けにあるのか。その中身をざっくり教えてください。

○立川経理課長

中身につきましては、本日、建設委員会で報告がされてございます。所管が異なりますので、そういった質問があったということをお伝えいたします。

少しだけ説明させていただきます。今の通信方式はアナログということで、それで、今回の工事からデジタル化を進めるといふところまでは聞いてございます。全体、親局につきましては、現在も第二庁舎にあります。それを新しくする。それから、子局につきましては、現在、135カ所あると聞いておりまして、今回、このうちの10カ所を更新するものでございます。全て終わるのに平成33年までかかるということ聞いています。

○飯沼委員

プレス発表のところがあまり詳しくは書いていないのです。実際に、平成33年までに順次、かえていって、老朽化はもちろんあると思うのですが、具体的にどこがどう改善されるのか。聞こえない部分とか、区内でよく届かないという声がたびたび出ている。そういうところの改善も今回の中に含まれているのかどうかを教えてください。

○立川経理課長

中身につきましては、所管で。

○飯沼委員

昨日は河川下水道課長が来てくださって、私も、しっかり聞けると思ったのですが、やはり中身がわからないままで、知りたくても資料がなかったのです。そういった意味で、やはり内容を伝えていただきたいし、資料は多分、今日の委員会の資料だから間に合わないかもしれないですが、必要な工事だとはわかっていますが、この金額が妥当かどうか判断する大もとの問題だと思うのです。ですので、ぜひ、担当課長がいない部分は、建設委員会で多分、話し合われたと思うのですが、もうちょっと材料をいた

だかないと、私たち、判断できないのです。だから、そこはご理解いただいて、ご努力をしていただきたい。これは委員長にもお願いしておきますけれども、報告の仕方、中身をもうちょっとわかりやすくしていただきたいと思います。これはお願いにしておきます。

あと、具体的な中身を聞きますけれども、いつものように、辞退の理由を教えてください。

○立川経理課長

今回、7業者ございまして、2者は積算額が予定価格を超えたものでございます。もう2者が配置技術者の調整がつかなかったというところでございます。もう1者が自社都合によるということでございます。

○飯沼委員

結局、7者がトライをしたけれども、2者の入札金額で低いほうを選ばれたということなのですけれども、この工事自体が難しい工事なのか、新しいことを取り入れた工事なのか、大体、ここに挙がっているような企業だったらやっていける中身なのか、そういう部分はいかがでしょうか。

○立川経理課長

この工事につきましては、対象業種としまして、電話通信、そういった専門性のある事業者に限るということで報告を受けておりまして、東京都全体と品川区で工事をする意思のある、そういった登録のある事業者が自主的に、とりあえず申し込みを行ったというのがこの7者でございます。

○飯沼委員

そういったところで、1回目の入札の金額の違いがあるのですけれども、低いほうが落札をされたわけですが、工事の内容的にはきちんとチェックがされていると思うのですが、そういうのは、一つ一つ、積算の項目の比較をするのでしょうか。私たちには、赤本の中身でどう積算するのかというのがわからないので、そういうところは課長が自信を持って、この2者をきちんと比較して、確実な工事ができて、なおかつ、落札をされたところが金額が安いということで評価ができるのか、その辺を聞かせてください。

○立川経理課長

まず、入札の報告をする時点で、格付であるとか、防災行政無線の官公庁での導入実績とか、その辺をまず基準としまして、申し込めるか申し込めないかというのは決まってくるので、既に申し込みを行った事業者については、防災行政無線の設置については問題ない、そういった判断でやっているところでございます。

幾らでやってくれるかというのは、各企業が当然、自主的に決めているところでございますので、その辺の金額の違いによって事業者を選ぶ、選ばないといったことはございます。これはあくまで競争ですので。

○飯沼委員

最後になりますけれども、今までの工事のいろいろな状況とか入札の状況とかが、それで大丈夫だろうと、そういった判断が1つあるということは、そうすると、新しい事業者が参入するときは、すごい不利になるのでしょうか。そこだけ、最後に教えて下さい。

○立川経理課長

まず、格付というのは、企業の経営状態でありますとか、過去の受注実績とか、そういったもので異なってきます。それで、なおかつ、今回、具体的に申し上げますと、過去10年間で官公庁の発注の類似工事の実績が予定価格の50%以上あるということになりますので、そういったことで、品質の確保

等を進めるということですので、当然、実績のない事業者については参入ができないというところがございます。

○石田（し）委員

1点だけ。建設委員会の資料によると、平成29年から平成34年の期間で、親局をはじめとして、多分、403基ぐらいかえるのです。それで、今回のこの契約は、あくまで親局と残りの10局との契約です。例えばスピーカー等の更新と書いてあるのですけれども、基本的には平成34年までにやる残りの工事と同じ内容になるのか、それとも、年度によって、契約の内容によって変わってしまうのか。そこだけ知りたい。

○立川経理課長

防災課から聞いたのですけれども、どういったシステムを入れるかというのは、事前にプロポーザル方式で選定するというところがございますので、今後導入する機械につきましても、今回導入するシステムと同一のものということで聞いています。

○須貝委員

報告事項として契約の話がこういうふうに出たのですが、我々、総務委員会とすれば、やはり今、首都直下大地震が起こる可能性があるとか、それから、ミサイル被害の危険度が高いという状況にあるという状況下で、住民の皆様生命、財産にかかわる、それを助ける、危険から身を守る1つの手段である防災行政無線の設備を設置するという事ならば、もう今、現在でも聞こえにくい、そういう問題が品川区で、高層ビルのおかげで聞こえない、わからない、何を言っているのだというような状況下では、改善しなければいけない大切なものだと思うのです。

それに対して、性能が実際、向上するのか。その聞こえにくい範囲は、これから順次、工事をするにしても、だんだん減っていくのか。私は、少なくとも、こういう更新工事、入札になりましたという話ぐらいはしてほしいと思うのです。それは所管が違う、所管が違うで、別に金額だけなら、ここで金額を話をする、入札がこうなりましたという話はわかるのですが、でも、最低限、こういうふうには性能がよくなる、こういうふうには順次変わっていきますぐらいは、やはりきちんと話していただきたいと思います。それについてだけ、意見をお聞かせください。

○立川経理課長

どこまで深く話せるかというのはありますが、基本的なことにつきましては、ご報告申し上げたと考えております。

○伊藤委員長

参考までに、タブレットに全部出ています。例えば建設委員会の資料、ぜひ、そういうのを見ていただいてから質問していただきたいと思います。それから、所管のことをおっしゃいますけれども、これは委員会が独立していますから、私どもが建設委員会のそこまで入り込んで質疑することはできないと考えていますので、それはご理解していただきたいと思います。

○須貝委員

何も突っ込むというのではなくて、こういう内容で、こうなりましたということぐらいは話しているのではないかと思います。やはりそういう話や情報は提供していただきたいという意見だけです。

○あくつ副委員長

先ほどからいろいろありますけれども、当然、今日の委員会にあたっては、私もこれを読んできて、

所管に入らないと思ったので、防災課長にしっかり話を聞いて、資料も読んできました。その上で質問するのですけれども、それは当然だと思うので、この場で全部というのは難しい話ですから、見れば、必要な情報がわかるわけですから、所管が違うと思ったら、それは所管の課長に聞いて委員会に臨むのが我々の仕事だと思っています。

その上で、たしかデジタルとアナログで並列で何年間か流すという話になったと思うのですけれども、これも内容に入ってしまうから、わかるところまででいいのですが、今回は新しいものを立てる。デジタルは、アナログと比べて、直進で電波が飛ぶから、逆にビルなどに当たってしまうと、回り込めなくて、聞きにくくなるような話もあるのですけれども、これは国で決めたことなのではないのです。

それで、今回は10本立てる。アナログのものをとってしまうということなのです。要するに、契約というところかというと、今回は引っこ抜いて新しいものを立てる、そういう工事なのかどうか。それとも、並列と言っているのは、2本とも残しておいて、その後、1本引き抜くという、そういう工事なのか。わかれば、そこだけ確認させてください。

○立川経理課長

そこについては、所管に確認します。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 住民税（普通徴収）・軽自動車税のクレジットカード等による収納開始について

○伊藤委員長

次に、(6)住民税（普通徴収）・軽自動車税のクレジットカード等による収納開始についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

○伊東税務課長

それでは、私から、住民税（普通徴収）・軽自動車税のクレジットカード等による収納開始についてご説明をいたします。資料をご覧ください。資料に沿って説明をさせていただきます。

1番の目的でございます。区では、区民に納付機会を増やし、公金納付の利便性の向上を図るため、住民税、軽自動車税のクレジットカードおよびマルチペイメントネットワークによる収納を開始しまして、収納業務の効率化、そして納期内納付の促進等を図るということで、開始をしています。

2番の開始時期でございます。平成30年1月4日以降に発行するペイジーマークのある納付書による納付から開始をいたします。ただし、クレジットカードによる納付につきましては、運営事業者の関係上、平成30年1月10日からになります。

3番の内容ですけれども、①クレジットカードを利用した納付につきましては、納付者がインターネットにアクセスできるパソコンですとか携帯電話等で専用サイトに接続しまして、納付番号やクレジットカード情報を入力することで、24時間、365日、公金の支払いができるというものでございます。ただし、納付にあたりましては、別途、決済手数料がかかるということでございます。

ここで訂正がございまして、納付額が1万円未満とありますけれども、1万円以下、1万円を含むということでございますので、訂正願います。

1万円を超えて、1万円ごとに108円がご本人様、納付者様の負担という形になります。納付金額の上限は100万円未満で、納付者のクレジット与信枠内となります。なお、区役所ですとか地域センター等の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

続きまして、②マルチペイメントネットワークによる収納です。納付者が金融機関のATMですとかインターネットバンキング、そういうものを利用することによりまして、同じく24時間、365日の公金の支払いができるということになります。

(1)のATMを利用した納付ですけれども、ペイジーマークの表示があるATMでこれから送付します納付書に印字してある納付番号等々を入力することで払い込みができる。現金ですとかキャッシュカードによる納付ができるということになります。その際のペイジーの納付使用料についてはかからないということになります。

(2)のインターネットバンキング等を利用した納付ですけれども、個人のパソコン、スマートフォン等から金融機関のインターネットバンキングを利用しまして、納付できるものでございます。ただし、この場合は、事前に金融機関へのインターネットバンキングについての申し込みが必要になるということです。公金収納取扱店のほとんどで利用が可能ということでございます。

4番の周知方法でございます。12月1日号の広報しなごわに掲載をいたします。また、品川区のホームページにおきましても、平成30年1月4日に掲載予定です。また、平成30年1月4日以降に発行される納付書等におきましては、個別にご案内のチラシを同封したいと思っております。

5番のその他でございます。今回のクレジットカード、インターネットバンキング、ATMによる納付方法の場合は、領収書は発行しないということになります。また、納付書発行当日は、ネットワークへの情報の反映が翌日になりますので、その日に限っては支払いができないことになります。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。それでは、発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 債権の放棄について

○伊藤委員長

次に、(7) 債権の放棄についてを議題とします。理事者よりご説明をお願いいたします。

○齋藤会計管理者

債権の放棄についてご報告申し上げます。

区民税、国保料など、自力執行権が区にある債権を除く、いわゆる一般の私債権と呼んでいるものについては、区としては、その取り扱いについて条例で定めをしております。規定の中で、債務者が無資力であったり、時効が完成し、援用する見込みがある場合などには、債権管理審議会に諮問をした上で、債権を放棄することとしております。

今般、資料にあります女性福祉資金貸付金、1件、57万8,785円につきましては、恐縮ですが、裏面をご覧ください。表の左から3番目、5号事由に該当いたします。具体的に申し上げますと、債務者、保証人とも、10年の消滅時効が満了し、時効の利益を援用する見込みがあること。あわせて、接触いたしましたところ、債務者が生活保護を現在受給しているということが確認されました。このことから、債権を放棄し、議会に報告をさせていただくものでございます。

○伊藤委員長

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

では、ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○伊藤委員長

次に、予定表の3、その他を行います。

初めに、(1) 議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、この案のとおり申し出をいたします。

(3) その他

○伊藤委員長

次に、(3) その他でございますが、その他で何かございますか。

○安井選挙管理委員会事務局長

それでは、お手元の資料をご覧いただきたいのですが、平成29年10月22日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙の年齢別の投票率をご提示させていただきます。

こちらは、東京都全体の速報値がまだ出ていないので、区だけの集計および報告ということになります。

1枚目、東京都第三区の年齢別投票率ですけれども、18歳は51.44%、19歳が42.40%となっておりまして、10代の投票率全体は46.79%になります。以下、20歳代が34.41%で、一番投票率が低いです。30代以降は再び上昇傾向で、60歳代が70.06%と最も高く、70歳代以上は100歳以上も含めてですので、若干下がるという傾向でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、東京都第七区でございます。こちらにつきましては、18歳が61.00%、19歳が43.62%になっておりまして、10代の投票率は52.58%となっております。以下、20歳代が32.59%と一番投票率が低いのですけれども、30代以降は再び上昇傾向で、60歳代が71.42%と高いということで、70歳代以上は若干下がってきているという形になってございます。

全体の投票率でございますけれども、東京都第三区では54.70%で、前回は53.76%でしたので、0.1%アップしたと前回報告していますが、前回は10代はなかったのですけれども、いずれの年代でも、投票率につきましては、前回の衆議院選を上回っております。特に40代、50代、60歳代、いずれも上回っております。なお、20歳代につきましては、都議選のときは20%台だったのですけれども、30%台に復活しておりますので、若干よくなっているというところでございます。

○伊藤委員長

何か確認事項等がございますでしょうか。

○飯沼委員

都議選のときがひどかったのです。それよりもよかったという意味では、今後に期待ができるのかもしれませんけれども、小選挙区にしても比例にしても、54%、53%、約2人に1人は選挙に行かないという、この事態は、やはりいろいろなところでみんなで考え、工夫してやっていかなければいけないということであると思うのです。今回、18歳の選挙権で、18歳の方たちの投票率が若い方たちの

中では高くなっているという意味では、いろいろ工夫次第で投票率は上がるのだという希望が持てると思っています。この数字を出していただいてありがたいのですが、これを活用して、いい方向に持って行っていただきたいのですけれども、今、考えていらっしゃるものが何かあったら、お聞かせください。

○安井選挙管理委員会事務局長

18歳のほうの啓発は、メッセージカード等をやっていますけれども、19歳のほうも何らかの対応を考えていかなければいけないと思っています。若いうちに、とにかくなれてもらうということが、後々、20歳代のほうにも影響してくるのではないかと思いますので、そういった方向性で、何らかの取組みをやっていきたいとは思っております。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

では、以上で本件を終了いたします。

その他で何かありますでしょうか。

無いようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

○午後4時14分閉会